

第七十七回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 九 号

昭和五十一年五月七日(金曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 小山 省二君

理事 左藤 恵君

理事 山崎 拓君

理事 山本弥之助君

理事 伊能繁次郎君

理事 片岡 清一君

理事 渡海元三郎君

理事 井岡 大治君

理事 細谷 治嘉君

理事 多田 光雄君

理事 小川新一郎君

理事 折小野良一君

出席政府委員

運輸省鉄道監督

局民営鉄道部長

自治政務次官

自治大臣官房審

議官

自治大臣官房審

議官

自治省財政局長

計官

大蔵省主計局主

計官

文部省管理局長

興課長

文部省管理局長

育施設助成課

長

厚生省医務局指

導助成課長

運輸省自動車局

業務部長

自治省財政局財

政課長

理事 中村 弘海君

理事 渡辺 紘三君

理事 三谷 秀治君

理事 大西 正男君

理事 木村武千代君

理事 古屋 亨君

理事 小川 省吾君

理事 山田 芳治君

理事 林 百郎君

理事 小濱 新次君

妹尾 弘人君

奥田 敬和君

石見 隆三君

横手 正君

首藤 堯君

藤井 裕久君

高石 邦男君

西崎 清久君

岸本 正裕君

真島 健君

石原 信雄君

地方行政委員会 日原 正雄君
調査室長

本日の会議に付した案件

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

地方財政法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

○小山委員長 これより会議を開きます。
地方交付税法等の一部を改正する法律案及び地方財政法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。細谷治嘉君。

○細谷委員 すでに委員の皆さんから、いろいろな角度から質問がありましたので、できるだけ重複を避けて質問したいと思ひます。
最初に、地方交付税法第六條の三について少し内容をただしておきたいと思ひます。

第六條の三の二項に、「普通交付税の総額が引き続き第十條第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なる」と、この「著しく」というのはどういうふうな理解しておるのですか。

○首藤政府委員 これは従前からいろいろ御議論のあつたところでございますが、いままでの考え方としては、大体一割程度以上異なるというような場合は「著しく」であらう、こういう定説に相なっております。

○細谷委員 五十一年度の地方交付税総額は、五兆一千八百億、それと比べて、一割といふのは五千八百億といふことになるわけですが、五千八百億、まあ当時一割程度といふのは、国会の議事録を見ますと、そういうふうな大臣が答

えておるわけです。これは昭和二十八年ごろの話なんです。それで交付税の規模も大体五千億円前後のときでありました。今日これだけ大きくなつてまいりますと、五千八百億といふような狂いが起つたとき、それが「著しく」と理解するんだという考え方は改めなければならぬ時期に来ているのではないかと、こう思ひます。どうですか。

○首藤政府委員 これは比率の問題でございますから、全般の額に対してどの程度違つてくれば「著しく」と概念を考へるのかといふ考へ方だと思ひますので、交付税の根拠が小さくなればその差額もそれと比例して大きくなっていくといふことは、まあそのようなことではなからうかと思つております。したがひまして、私どもは、従来からございましたように、一割程度以上違つてくれば「著しく」である、こういう概念に立つておるところでございます。

○細谷委員 これは、五十一年度は一割以上違つておりますね。これはどういふことですか。五十一年度も大変な落ち込み、一兆一千五百億円へつてんだ。けれども、これは国税の減収に伴つて借入金で賄つた。五十一年度は年度当初で明らかで、明らかに一兆二千五百億円程度を需要額に繰り込まなければならぬといふことでありますから、一割は上回つておりますね。これに対してどう対応したのであるか。六條の三の二項にひつかりませうか。

○首藤政府委員 金額的に著しく異なることとなつておることは御指摘のとおり、そのとおり著しく異なつております。ただ、ごらんをいただきますように、六條の三の二項は「引き続き」といふことがございまして、この「引き続き」につきましても議論がたくさんありましたのは先生百も御承知のとおりでございます。この「引き続き」といふのは、二年間続いてそのような状況が起こ

り、その来る次の年もまた起こるであらう、いわば三年でございしますが、そういう事態が続けば、この二項の条項が発動してまいりまして、制度の改正もしくは税率の変更、こういったことを考へなければならぬ、こう読むべきであらうと思つております。したがひまして、五十年、五十一年が額において著しく異なつた事態である、それはもう御指摘のとおりでございます。

○細谷委員 大蔵省の主計官、いま自治省財政局長が答へたような、六條の三の二項についての大蔵省の有権解釈もそのとおりですか。

○藤井説明員 これは、自治省ともよく御相談いたしまして、ただいまの財政局長の御答弁が政府の解釈だといふふうに理解しております。

○細谷委員 政務次官、先ほど議論したように、一割といふのは五十一年度は五千八百億円で、この交付税の総額もおかしいのです。交付税法の趣旨からいいますとおかしい形で出てきた五兆一千八百億でありましたが、その一割に相当といふと五千八百億、この一割といふのは比率の問題であるいは規模全体の問題だといふことは私も理解いたしますけれども、二十八年来の一割といふのを、そのまま一割でございまして、有権解釈を続けることが国と地方との財政の關係から妥当であるかどうか。この際一割といふのはやはり二%とか三%とか、こういうふうな考へていく。せんだつて参考人としておいでになつた立

教大学の名誉教授の藤田教授もそうおっしゃつておつたわけですが、やはりシャープ警告にあつた平衡交付金の性格を織り込まなければ対応できない、こういう藤田教授の批判もあつたわけでありま。政務次官、どうお考えですか。先日来大変前向き、地方財政に真摯に取り組んでおる政務次官の姿勢を私聞きまして敬意を表しておるのですから、この際ひとつ政務次官のお考えをお聞き

したい。

○奥田政府委員 もう地方行政のすべてを知り尽くされている細谷先生からの御質問でございまして、本当に真剣にお答えしなければならぬわけでございます。ただ、いまも承っておりますと、確かに今年度の税収不足というのは、交付税法の六条の三の二項に照らし合わせても、著しくという概念をはるかに上回るほどの落ち込みであるということも認めざるを得ません。しかも「引き続き」という連動している項につきましても、昨年、本来さらに来年も含めて厳しい情勢見通しもあるということは論を待たない客観事実であると思ひます。

したがって、いまの先生の一〇%という形が、著しいという概念に当たるのかどうかということとに關しましては、ここでそれが正しいとも間違っているともちよつと理解しかねるわけでございますけれども、いずれにしても先生の御指摘のよう、二、三%ぐらいといった形の数字の方が妥当な線であろうというところは理解できます。ただし、何と言つてもまだ経済が決して安定している情勢ではございませんし、余り景気変動に地方税収入が振り回されて、毎年毎年上下の非常に激しいことは決して好ましいことじゃありませんし、このこと自体が地方自治体の財政の自主性というものを損なつておる一つの大変な要件でございまして、先生の御趣旨は十分理解できます。また、そういった形で交付税改正機運にある、その一つの枠としては先生の言われる著しくという概念は御指摘の方向で私たちも考えなければいかぬじゃないかというぐあいにはたゞいま拝見しておりますし、そう考へております。

○細谷委員 財政局長、私はなぜ蒸し返してこういう問題を聞くかという、この二項の後段の方に「著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正」または交付税率の変更ということになつておるわけですが、そうしますと、いまの自治省、大蔵省の解釈で、それ以下の場合には、地方財政制度なり地方

行政制度、こういうものを改正しても、知らぬ顔の半兵衛を決め込んでいいのか、これをお聞きしたいのですよ。どうなんでしょうか。

○首藤政府委員 この条文は、先生御案内のとおり、平衡交付金から交付税に制度が切りかわりまして、交付税の総額を国税三税の一定のパーセンテージ、このようにいわばあてがいぶちと申しますか、比率で決めるようにした。そのことが交付税の総額を決定いたしますので、別に計算をいたします昔の平衡交付金の意味での基準財政需要額と収入額の差額、つまり交付基準額の合計額と合致することがあり得るわけでございます。

そこで、そのような事態が長く大きく続くということではまずいので、交付税法的な仕組みによる総額の確保をいたしますやり方を、率を変更するとかいうことも一つでございまして、もう一つは負担区分そのほかの財政制度、行政制度、事務配分、こういったものを改正をして、両方をはばイコールに合わせて運営をしていくべきである、こういう考え方でスタートをしておりますのは先生御案内のとおりであります。

したがって、ただいまの時点が著しく異なつておる時点であることは、御指摘のとおり私もそのとおりだと思つておりますが、引き続きこのような事態が長く続くならば、この法律の考へておりますことに基ついて、事務配分ないしは負担区分、こういったような行政制度を改正することによつてその所要額をイコールに近くするか、あるいは率を変更するか、あるいはその両者をあわせ用いるか、こういうことを検討すべき事態に立ち至つておることは先生御指摘のとおりであります。

したがって、ことしの時点といたしましては、先ほども政務次官が御答弁申し上げましたように、非常に流動的な経済情勢であり、かつまた国、地方を通じての財政状況も、ただいまそのような抜本的改正を行う事態にはなかなか無理がある、こういうことではいろいろ検討の末、ともかく

総額を確保するという臨時応急措置をもつて切り抜けたのであります。五十二年以降は、この六条の三の精神に基づいて根本的検討を行うべき事態に差しつかつておる、このような考え方で私どももいるわけでございます。

○細谷委員 私の質問に的確に答えていないわけですが、少くも、少くも角度を変えて質問したいと思ひます。

この法律に書いてあります「地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正」これはどういうことですか、具体的に御説明いただきたい。

○首藤政府委員 具体的にはいろいろあるかと思ひますが、書いてございまして「地方財政若しくは地方行政に係る制度」でございまして、国と地方との事務配分の問題もあろうかと思ひます。負担区分の問題もあろうかと思ひます。そういったようなものを含めて行政及び財政に係る制度の改正、つまり地方の行政需要額をどう持つていくのか、こういうことを含めた問題であらうと考えております。

○細谷委員 地方財政法第二十一条、二十二条等に係る、新たに地方の負担が加つたということ、これは、地方行政制度なり地方財政制度の改正ということになりますか、なりませんか。

○首藤政府委員 新たな地方に事務が付与される、負担が生ずる、こういうことはもちろん地方行政にわたる制度の改正であらうと思ひます。

○細谷委員 地方財政法第二十一条の規定によつて新たに地方の負担が伴うというのは地方財政制度の改正だ、あるいは改悪かもしれせんよ、そういう事態が、財政局長として、四十一年に交付税率三二%が決まつた後今日まで十一年ばかりの間にあつたか、どういふ認識ですか。

○首藤政府委員 もちろんいろいろそういう事態があつたと思ひます。

○細谷委員 あつたということは認めた。あつたけれども、一〇%以下だつたから知らぬ半兵衛であつた、こういうことですか。

○首藤政府委員 負担が新たに生じた場合に

において、それが財政法に言います負担区分の規定、こういうものに基づきまして、国も負担をすべきものがあるというような事態の場合には、もちろん国の適正な負担を求めるといふことを、法律改正の場合に私どもは個々の法案について意見を主張し、かつそのようにしてもらつております。それから、そういうことが生じたことに伴う地方負担の増加、これはもちろんあるわけでございますが、これの全般の財源措置は、いままでは先生御案内のように、三二%という率で設定をされておりました交付税の総額が、国民経済のかなり伸び、国税三税のかんりの伸び、これによりまして増収を来しておりますので、その範囲内で賄える、こういう観点で三二%という率が変わつてこなかつたわけでありまして、このことは、地方財政計画を通じて所要の地方負担額、これを計算いたしました収支のつじつまを合わせておりますのは、先生御案内のとおりでございますが、具体的には、その財政計画の策定を通じて財源の不足額があるのかないのか、こういう判断を行つてきたところであります。

○細谷委員 財政局長、あなたは事あるごとに、地方団体は高度成長に甘えてはならぬぞということとで厳しく批判しているでしよう。いままでそういう新しい制度を導入しながら、高度成長下で地方税収がわりあい伸びた、そういうことで、法律の精神というものを忘れて、あなたが高度経済成長に甘えておつたんじゃないですか。自治省も甘えておつたんじゃないですか。大蔵省も甘えておつたんじゃないですか。どうですか。

○首藤政府委員 御質問の趣旨をあるいは的確に把握していないかもしれせんが、この地方財政法上に言います、地方公共団体の負担を伴う法令、こういう事務ができましたときには、その負担が地方財政法にいう負担区分に適合するものであるならば、それに対する国の負担、こういうものを的確に求めて財政制度を確立をしていく、こういうことであるわけでございます。それに伴ひまして地方負担がもちろん生じてくるわけござい

いますが、それは先ほども申し上げましたように、財政計画等の策定を通じて全般的に地方財源措置としてこの負担を賄うに足りるということであるならば、交付税率の改正を改定な事務が起きたから即行するということなくやっていくということは、また当然のことではなからうかと考えておるのでございます。

○細谷委員 私がい上げたいことは、人には、高度経済成長に甘えてはならぬと指導しながら、四十九年の石油ショックを契機にいたしまして、高度成長から安定成長へ転換していくのだ、その安定成長に転換していく過程において、五十年、五十一年度というこういう事態が生じたわけでありまして、これは対応していくべきじゃなかったか。人に言うならば、みずからもやはり甘えておったんではないかという反省が必要ではないか、こう私は思うのです。どうですか、財政局長、反省する必要はないのですか。

○首藤政府委員 いま御指摘のように、石油ショックに端を発しました経済の転換、つまり従前のような高度成長が見込まなくなったことに伴います。税収の激減、財政の困窮、こういうものに対応して的確な措置をとっていくべきであったということは、御指摘のとおりだと思います。ただ、先生も御案内のように、この激変期は、いままでに比べて余りにも大きな激変であり、かつ流動的な事態でありますので、抜本的な制度改正そのものをもって対応するという事態にはなかなか話がつかない困難な面があったわけでありまして、したがって、このような激変期を前提にいたしまして、所要の財源を何とか確保する、こういう措置をとることによって、五十年、五十一年度、まあ緊急の措置とおっしゃると思いますが、まさしくそうかも知れませんが、ともかく財源を確保するという措置に出るわけでございます。この点は御了解をいただきたいと思うのであります。○細谷委員 いまの言葉には重要な内容が含まれておりますから、後ほどこの問題は改めて御質問したいと思っております。

そこで、最近、私学助成、人材確保法案、私学助成は昭和四十五年からでありますけれども、最近特に私学の助成の強化ということが叫ばれております。人材確保法案は四十八年からでありまして、児童手当は四十六年から、老人医療費は四十七年から、こういう制度が新しく設けられました。この新しい制度に基づいていま私が申し上げました四つについて、どのくらいの需要額を交付税に見込まれておられるのか、数字をお示しいただきたい。

○首藤政府委員 仮に昭和五十年の数字で申し上げますと、私学助成で七百八十九億、児童手当で三百九十五億、老人医療関係で五百七十九億、教員の待遇改善費で八百九十四億、合計二千六百億余り、こゝに数字に相なります。

○細谷委員 この新しく設けられた四つの制度だけで、交付税の需要額として二千六百六十億余りといえますか、正確に言いますと二千六百五十七億であります。これは国税三税の何%ぐらいに当たりますか。

○首藤政府委員 この数字を、五十年でございましてから五十年の国税三税三兆三千億余りで割り返しますと、二・六%ぐらいに当たります。

○細谷委員 五十年の修正いたしました交付税にいたしますと二・六%、当初計画で一・九三%、こういう数字になっているのです。国税三税の二・六%にも相当する額、あるいは年度当初で二%にも相当する額——四十九年度は二千三百八億円でありますから二・一八%です。国税三税の二%以上に当たる額が新しく交付税に導入されて、制度が変わったわけですよ。この六条の三の二項で交付税率を変更するということが必要じゃないんですか、どうですか。

○首藤政府委員 このような制度改正が地方財源の不足を来すということでございます。通常の事態においてはもちろんです、交付税のあり方も検討すべき要因の一つになるということ、御指摘のとおりでございます。ただ、六条の三をいまお引きでございますが、六条の三は、先ほどから申

し上げておりますように、引き続き著しく異なる、つまり引き続きその結果財源がひどく少なくなる、こういう事態でございまして、こういった各種の要素がもたらされて、それを総合いたしますと、地方財源措置として、大変少ないという事態を想定しておるものと思うわけでありまして。

なお、先ほども申し上げましたように、四十九年度、五十年において、交付税額はこのようなものを含めまして著しく不足をいたしましたのであります。これが六条の三を適用して抜本的制度改正をやるという事態には、事態が非常に困難なときでございましたので、いかにしても総額を確保するという措置をとってこれをしのいだということは先ほど申し上げたとおりでございます。

○細谷委員 財政局長、この六条の三を逆さまに読んで、こういうときには制度の改正が交付税率の変更か。新たな財政負担を伴う制度が加わった場合にはこの六条の三は適用されますか。

○首藤政府委員 六条の三で申し上げておりますことは、交付税の総額が引き続き算定した額と著しく異なる、こういう結果を言っておるわけでありまして。だから要因はいろいろあるかと思っております。

先ほど御指摘のように、新たな負担を伴う制度が加わったとか、あるいは景気の変動によって税収が激変をしたとかいろいろ要素があるかと思っておりますが、結果的に見て、著しく異なる事態が引き続き続く、こういう事態になれば負担区分を変えとか税率を変えとか交付税率を変えとか、こういうことをしるということをおっしゃるのではありませんか、端的に何かの財政制度の改正があったから、すぐここに連動いたしまして税率を変えろという規定であるとは考えておりません。

○細谷委員 私も若干の制度の改正で連動的にどうのこうのということを言っておるわけじゃないんです。現実には現行交付税率が決まっておりますから、四つの新しい制度だけでも国税三税の二・六%に相当するような交付税の需要額の増が起ころう。こういう場合には第二項の規定は

適用されるんですねということをお聞きしているわけですよ。そうですね。新しい制度が、いわゆる地方の負担が伴う場合、負担が増加する場合、負担が減る場合、このいずれの場合にも地方制度の、あるいは財政制度の変更ということになるんですよ。そうですね。たとえば交付税が六条の三の二項でどうしても足らなくなった、さっき言った一〇%程度で足らなくなったといった場合に、地方の負担が起らないように制度を変えてしまいう、財政制度を変えていく。あるいは行政事務の再配分で地方の機関委任事務を国の方でやるようになった、地方の負担が伴わない、だから、その分だけ財政が減るから交付税率の引き上げはやらぬでもいい、あるいは両方の原資でいく、こういうこともあられるわけでしょう。そういうことでしょう。

○首藤政府委員 後段の方で申し上げましたこととそれとでございまして、六条の三は素直に読みますと、制度の変更やいろいろ原因があるかろうと思っておりますが、その結果として著しく異なる事態、つまり財源不足が主なケースであります。財源不足がその結果起った、それを治療する方法として財政制度の改正とか率の引き上げとかを行えということでありまして。したがって、先ほど御指摘がございましたように、老人医療や人材確保のほかに、地方財政の歳出の増加、負担の増加がますます起っております。しかし別になんか時代におきまして、自動車取得税でありますとかあるいは事業所税でありますとか、こういう税制の改正も別途行っております。その結果ひっくり返して著しく足りない事態が長く続く、こういうことであれば、その治療方法として制度改正や税率を直せ、こういう規定でございまして、この点は先生、百も御案内のとおりかと存じております。

○細谷委員 あなた、話をそらしてはいかぬですよ。地方税の充実もいたしましたが、事業所税も設けましたと簡単に言いますけれども、二千六百五十七億円なんというところは埋めておりませんよ。この辺で議論したつてしょうがないが、話を一般

論、抽象論でまかしては困るのです。それだけ注意しておきます。

この機会にちよつと文部省にお尋ねするわけですが、私どもが各省に行つて、一体地方の負担が起る場合にその地方財政措置はどうするのですかと聞きますと、自治省に頼んで交付税に入れてもらふのです、見てもらふのです、こういう言葉が必ずと言っていいほどはね返ってきます。その最たる省が文部省とかあるいは厚生省とか建設省です。地方負担を多く伴うところだと私は思うのです。間違つておたらなでなければ、私はそう思つております。

そこで人材確保法案なり私学助成、私はかつて私学助成について、大学については莫大な国庫補助があるわけですが、どうして私学の地方の高等学校にやらないのかと言つたら、それは大学は国の関係でありますけれども、私学の高等学校なりその他は地方の問題であります、だから私ももの知つたこととやありません、こういう形で来ました。ところが五十一年度には私学の助成、百八十億つきましたね。高等学校の新増設に八十億つきましたね。考えが変わつたのですか。

○高石説明員 四十五年から私立大学等に対して国が直接補助金を出したわけでございます。それと並行いたしまして、高等学校以下については地方交付税による財源措置で手当てをしていただいたわけでございます。たてまえから言いますと、大学等についての所轄庁は文部大臣、それから高等学校以下の所轄庁につきましては都道府県知事というものが私立学校法で定めてある制度でございます。したがって、その事務分担から言いますと、それに対する必要な財源措置をするたてまえは、所轄庁である都道府県知事が行う行政事務に対する財源措置でございますから、たてまえとしては交付税制度によつて行われるのが原則であると思ひます。

しかしながら、一方私立学校全体の経営状況、財政状況を見ても、国としてもそれに對する何らかの積極的な援助が必要であるといふ

ことが叫ばれてまして、五十年、八十億初めて国庫補助という制度を創設したわけでございます。五十一年度は百八十億という国の補助金をお願いしているわけでございます。そういうことでござい

ますので、原則の制度上の上のたてまえは、交付税による財源措置というたてまえでいくのが今後必要でございますけれども、しかししもつと私学に対する助成を拡大していきたいというような必要性から、国がその一部を補助するという制度に踏み切つたわけでございます。

○細谷委員 先ほど私は高等学校の新増設について八十億という数字を申し上げましたが、間違つておりましたから、四十億に訂正いたします。交付税で地方の負担をやつた、私はそれなりに理解いたします。財政局長、こういう新しい需要に計入すべき事態が起つた場合には、正確な手続がとられておりますか。地方財政法二十一条のような、そういう正確な手続がとられておりますかどうか、お尋ねいたします。

○首藤政府委員 このような新たな負担を伴いますような制度が行われますときには、もちろん私どもとしては各省から協議を受けております。そして、その結果決まりました数字は、財政計画に的確に需要として算入をする。そしてそれに対する財源措置を検討する、こういう行き方となっております。

○細谷委員 文部省にお尋ねします。たとえば私学助成、五十一年度は千九十一億円。先ほど聞き落としてしまいましたけれども、私が持っている四つの数字、五十一年度の需要額というのは恐らく三千億円くらいになつておるのではないかと、こう思ひます。どうですか、いかがなつてゐるのですか、五十一年度。

○細谷委員 私学助成千九十一億円というのが私は自治省からお聞きしたので、ほぼ間違いない数字です。

○首藤政府委員 そのとおりでございます。私学助成分千何億がございまして、それを財政計画に積算の基礎に入れております。

○細谷委員 去年よりも三百億円くらいふえてゐるわけですね。文部省御存じと思ひますけれども、地方に行きますと、むしろ私学協会の人たちは勉強しておるんで、あるいは文部省の方から聞いて五十一年度は千九十一億円で、A県は大体交付税で需要額に幾ら見込まれておりますよ、こういうことはわかつております。わかつております、それにプラスしてもいいですよ、マイナスでもいいですよ、これは交付税ですから、自主財源です。ところがこの県知事に会つて、あなたの県には幾ら需要額で交付税が来ているじゃないか、それを全部吐き出せと、事実上政治的にひもがついておられますよ。御存じですか。御存じであるかどうか、聞いて、そういうことがあるとすればこれは交付税法上問題があると思ひますが、財政局長どうですか、両方お答えいただきたい。

○高石説明員 私学の関係者は、非常に私学の経営状況が苦しいので、できるだけ助成をお願いしたいといふことから、そういう形の陳情をするともあろうかと思ひます。

○細谷委員 陳情をすることはあつても、東京都は交付税は行つていませんからゼロです。財源不足団体はみんな行つてゐるわけですね。たとえば神奈川県には幾ら来た、ちゃんとわかつてゐるんですよ。それはもう吐き出さなければならぬですよ。実質的なひもつきです。むしろ東京都などは交付税もらつておりませんから出してありますよ、みんな自主財源。交付税というのはそういうもので、私は、私学の今日の経営状況から言つて、出してやること、プラスしてやること、これは結構でありますけれども、事実上はひもつきになつてゐるわけです。最低限交付税の需要額に

織り込んだ額だけは出さなければならぬようになってゐるわけです。法律上はなつていませんよ、現実にはなつてゐる。これは認識してゐるかどうかといふことを聞いてゐるのです。

○高石説明員 五十年の各都道府県の高等学校以下の補助金の金額を見ますと、相当ばらつきがございまして、一人当たり四万円前後から七万円ぐらゐに至るまでのばらつきがあるわけでございます。したがって、そのばらつきは、各都道府県の当該区域内にある私立学校の現状、それとそれに対する政策判断として具体的な補助金が出されてゐる、こういうふうな理解してゐるわけでございます。

○首藤政府委員 御指摘のような意味で交付税にこれだけ計上されてゐるはずだから、それだけ補助金を出してほしいといったような話がある向きもあります。これは、私も承知をいたしてあります。もちろん交付税でございまして、これはひもつき財源ではございません。その意味で、交付税に計上された額が完全にひもつきの額として使用をされるということとは、交付税制度の予想しておるところではないわけでございます。

○細谷委員 私は、私学助成は積極的に取り組まなければなりませんけれども、ある意味では交付税の性格がそのために変わつてきておる。これはやはり地方財源が枯渇してゐる、こういうことにも関連すると思ひますので、ひとつ文部省も、いやもう五兆一千八百億の中に何でもかんでも突っ込んでもらえ、去年は七百八十九億だけれども三百億円ふえて千九十一億円突っ込んでもらった、万事文部省としては責任が立つたんだ。こういうことではなくて、私学助成に前向きにやるんならば、やはり交付税お任せという態度はやめていただかなければならぬじゃないか、こう思ひます。これに関連して、文部省にお忙しい中をおいでいただいたおののですが、お尋ねしたいと思ひます。昨年、高等学校の補助八十億円、これは百八十億円でありますが、この補助についてあなたの

○西崎説明員　ただいま先生からお話ございました。高校新設補助の件でございますが、この高等学校新増設にかかわる財源措置としまして、従来は御承知のとおり交付税と起債で賄われてきたという経緯があるわけでございます。五十一年度の予算計上に当たりましては、高校新増設についての財源措置は従来からの交付税、起債措置を原則とするという立場は変えないで、しかし高等学校新増設は非常に今後も増大するという見地から、さしあたり五六年間の緊急措置として補助金を計上するということふうな考え方で四十二億円を計上した、こういう経緯がございます。

そこで、補助金といたしましては、交付税措置あるいは起債措置に対してあるいは補完的なというふうな政策にもなります、緊急対策でございますので。その補助金の執行に当たっては、やはり新増設そのままをストレートにというわけにもまゐりませんので、進学率の問題あるいは既定員の活用の問題、財政運営の自助努力と申しますか、先生おっしゃった授業料の問題、そういうふうな問題を勘案しつつ執行をしていく必要があるというふうな考え方を持っております。

基本的にはそういう考え方を持っておりますが、しからば具体的にそれではどういう条件を設定するかということは、五月一日の指定統計が私どもの手元には事実上八月ごろに集まるわけでございまして、八月に各都道府県の生徒数とか進学率等がはつきりしてまいりますので、そういうふうなものを勘案しつつ先ほど申し上げましたあき定員とか授業料その他も勘案しつつ条件を具体的にヤツトしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○細谷委員 新聞等によりますと、たとえばある

府県がこういう形で私学に補助をしてやった。その条件では私学助成金を渡さぬぞというような記事を私は昨年拝見いたしました。例は東京都だ。まあ最後にはもったようですけれども。この私学助成問題について問題は父兄負担の軽減、それから私学の内容の充実、こういうことにあるとするならば、いまの高等学校の補助についてもあるといは、この私学助成の問題についても、授業料を三千二百円まで上げなければ補助金をやらぬとか補助金を減らすとか、本来奨励的な補助金、いまのとお言葉で奨励的なものであるにかかわらず、そういう権力的なやり方あるいは中央集権的なやり方というのはいかがかかと私は思うのです。この点どうか。

もう一つは、せっかく八十億から倍以上の百八十億以上になったわけでありますから、今後は科学のそういう糸口ができたわけでありますから、交付税を大黒柱としないで国の方の責任でそういう助成をしていくという方針がとられないのかどううか、この二点をお尋ねいたします。

○高石説明員 高等学校以下の助成を効率的にするためには、都道府県単位で相当事情が違ひます。したがひまして、都道府県がそれぞれの私学の実態を十分に見てどのような助成をしていくかということ、最も効率的なためまでであらうと思ひます。しかも法律制度上は私立学校法で所轄庁が都道府県知事とされておりまして、その原則に立ちながらも一方において国は国庫補助金を

○細谷委員　まあひとつ文部省にお願いしたい。拡大していくという対応の仕方をしたいと思ひます。したがひまして、たてまえといたしましては現行制度の地方交付税による財源措置という原則を踏まえつつ国の補助金を大幅に拡大していくという努力をする必要があると思つております。

かなりの大きな額が地方交付税を通じて基準財政需要額に算入されて地方に配られておるわけでありますけれども、親方日の丸的な事態が起こらないように、私学の問題は文部省が主管省でありますから、そういう基本的態度でひとつ努力して

ただきたいと思ひます。

大蔵省どう思いますか

○藤井説明員　ただいまの問題につきましては、今年度こういう制度ができたわけでございますから、当面こういう制度で行きたいというふうにわれわれは考えておりますが、五十二年以降の問題につきましては文部省と十分協議をいたしてまいりたいと思っております。

○細谷委員 財政局長にお尋ねします。

地方交付税法第十条第二項ただし書きで、各地方団体について算定した財源不足額の合計額が普通交付税の総額を超える場合においては調整率が設けられる。この「総額をこえる場合」というのはどういう解釈をとっているのですか。たとえば総額を物すごく超えた。この十条の規定はどうい

うことなんでしょうか。限界があるでしょう、これは。たとえば計算して各団体ごとに積算してみたら一千億円の食い違いが起こった、五百億円の食い違いが起こった。従来調整率を掛けられたのは多くても百億前後でありますからいいものの、これが非常に大きくなった場合にどうするのですか。

○首藤政府委員 御指摘の調整率の問題でございます。

ますが、これは法制的には、その差額の大小ということは法律そのものでは触れていないのでございまして、総額がそれほど違つてくれば、期間的な問題もございしますが、先ほどから御指摘の六条の三の問題で総額を直していくということになるのぢやないかと思ひます。ここで予想をしております。

のはいわば微調整の場合を予想いたしておるわけ

でございますして、先生御案内のように、違いました分はそれだけ調整率を掛けて割り落としをする、こういう措置をとっておるところであります。

○細谷委員　財源不足額というのが普通交付税の額を超えた場合は第六条の規定に連動する、こ

ういうことですね。

○首藤政府委員 総額が非常に大きく長期的に狂うということであれば六条の三に連動いたしま

す。

○細谷委員　総額が大きくならないように十条の規定で需要額を算定する、あるいは基準財政収入額をやや多目に見る、こういう操作はやっておりませんか、やっておりますか。大変失礼な質問でありますけれども。

○首藤政府委員　先生御案内のように、全体の所要額がどのくらい要るかということは地方財政計画を通じてほぼ算定をいたしますので、そう物すごく極端な差が出てくるということは、地方財政計画がまとまる以上、事體としては現実にはあり得ません。したがいまして、私ども意図的に調整率をどうこうするというために収入を云々したり需要を無理やりに抑え込んだり、このようなことはいたしておりません。

○細谷委員　そこに平衡交付金制度と現在の地方交付税制度の問題が出てくるわけです。やろうとすればできるわけです。そうでしょう。総額は決まっているわけです。逆算していけばいいわけですから。逆算してちょうど調整額は百億ぐらい削りたいときには基準財政需要額を少ない目に押さえて基準財政収入額を多目に押さえれば、ちょうどその間にはまっていけるわけです。そうでは

よう。可能性はあるわけです。そういうことをや
つていませんか。

○首藤政府委員　先生は大変地方財政にお詳しく
うございますので、そういうった裏道もあるだろう
というところを御指摘だと思うわけでございま
す。私どもはそのゆえにこそ地方財政計画を通じ

まして所要財源額というものを算定をし、この地方財政計画の策定をめぐって大蔵省等とも十分折衝をして所要財源の確保をする。こういう基本的態度をとっておりますがゆえに、そのような無理をしなければおさまらぬような大きな差額といたることを想定しないでただいま進んでおるわけでございまして。

○細谷委員　大変失礼な、あなたの方のあれを呼ぶような質問ですけれども、しかし疑わざるを得ないような数字的な根拠もなきにしもあらずでま

る。後ほど時間がありましたらこの辺にひとつ触れてみたいと思います。

それから、今度政府から出されております地方交付税法等の一部を改正する法律案について少しお尋ねしたいと思うのです。

今度の法案の第二条、これは地方財政法の一部改正の部分でございますけれども、地方財政法三十三條の二、これは現存しておりませんけれども、この中に入れていくわけであります。

今回の法律案にはこう書かれてあります。「昭和五十一年度における地方債の特例」ということで、「昭和五十一年度に限り、地方公共団体は、第五条第一項ただし書の規定により起す地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法第十一条に定める方法に準ずるものとして自治省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。」、地方交付税法十一条ということになります、「(基準財政需要額の算定方法)」という規定であります。「基準財政需要額は、測定単位の数値を第十三条の規定により補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を、当該地方団体について合算した額とする。」、私ははこの条文を読んで、わかったようなわからないという点があるわけであります。

お尋ねいたしますが、「第十二条に定める方法に準ずる」ということになりますと、地方債の配り方について、新しく単位費用ができるわけでしょう。それから補正の仕方もできるわけでしょう。そして、十一條に基づいて交付税とそっくり同じプロセスでこの特例債の金額が団体ごとに決まるわけでしょう。それは自治省令で決める、こういうことなんでありませうけれども、そのとおりですか。

○首藤政府委員 そのとおりでございます。ただ、単位費用ではございませんで、配分の際に用いる単価ということに相なろうと思えます。

○細谷委員 単位費用じゃなくて単価、どこが違うのですか。地方交付税法十一条の方法に準ずるのですか。

と書いてあるのですから、単位費用でしよう。単位ですか。単価も単位費用も、準ずるのなら単位費用とおっしゃった方がいいんじゃないですか。単位費用というのは法定されてありますから単位費用という言葉を使いたくないだけの話で、事実上単位費用でしよう。それなら第十一条の規定に準ずるなんということを書かぬがいい。どういふことですか。

○首藤政府委員　単位当たりの費用という意味では、まさしく性格的には同じものでございます。このやり方は、先生御案内のように、従前「その他の土木費」、「その他の諸費」、この中に包括算入をされておりました基準財政需要額の一部、これを地方債に振りかえる。具体的には、先生御案内のように、四千五百億であります、この振りかえでございいますから、従前のそういった経費「その他の土木費」や「その他の諸費」に算入をされておりました基準財政需要額の算定の方法と全く同じ方法で配る、こういう意味の規定でございいます。

○細谷委員 単価という名で、事実上は十一條のような單位費用ということになります。

われわれは一生懸命法律で單位費用を議論しているわけです。ところが、本来包括算入分四千五百億というのは交付税で配られるはずでありま

す。その單位費用は全部——全部と言わねければ、大部分をけ飛ばして、そして特例債、地方債で振りかえるわけですから、それを十一條に準ずるものとして自治省令で定める。何のことはない、單位費用なんというのは審議する必要はないじゃないですか。本来、四千五百億というのは單位費用で基準財政需要額に算入されておつたもの

を、今度は自治省令で決めちゃうというのですから、そうして本来ありました法定の単位費用は削っちゃっておるのですから。大幅に削っておりますよ。私は見てみますと、あなたの方の資料でも単位費用はものすごく削つてある、一々数字は申し上げませんが、こういう四千五百億というのを団体ごとに配るのに、十一條に準ずる形で

自治省令でやっていいのですか。法律など要らぬ
じゃないですか。五兆一千八百億のうちの普通交
付税九四％分はぴしゃっと単位費用。しかし、投
資的な部分というのは全部削られておるのです

よ。後でこれは議論しますけれども、それを単位費用じゃない、単価。事実は単位費用だ。そういうものに十三条の規定による補正をやって、そうして特別償を配ってやる。本来は交付税でもらうべきものだ。これは法律よりも省令の方が先行するじゃないですか。私は、これは予算委員会で取り上げた。こんなばかげたことはない。これはしり抜けもいいたくありません。単位費用は法定で決めました。ところが単位費用は三分の二くらいはは落とされておる。あなた方から出た標準団体の必要経費総額を見ても、莫大な投資的な部分が落とされておる。それが全部自治省令という省令によ

って、そうして十一條に準ずる形で十三條の補
 をやって、そうして配つてやるのだ。こんなばか
 げた——これは省令でいいのだということであり
 ますけれども、国会としては理解できない。法律
 よりも省令が優先するなというしり抜けの法律
 は許されない。どう思いますか。

○首藤政府委員　この規定の分でございますが、
 先生御案内のように、四千五百億は、従前、「そ
 の他の土木費」、「その他の諸費」、これに算入を
 されておりました基準財政需要額の一部を振りか
 える、これは先生御承知のとおりであります。
 たがいました、この配分のやり方は、この地方

の配分が普通交付税において包摂算入をされても
りました投資的経費四千五百億分、これと同様の
やり方をもつて配られる、そのことが一番公平と
確保する道でございます。したがいまして、総額
の四千五百億というものも決まっておりますし、
その配り方の内容そのものも従前の法律ないしは
ことしの法律、これでやり方が決まっておるわ
でございますから、それを公平に配分するため
一つの要素と申しますか手段と申しますか、目的
総額、それから配分のあり方ももう決まってお
わけでございます。それに公平に配るための技

的な基準を省令で決める、こういうことにしたい
たものでございまして、決して法律そのものの根
っこを省令で抜いてしまったというようには私ど
もは考えておりません。

○総務委員 大蔵省にお尋ねいたしますが、従来包括算入でずっと交付税の需要額に計入してまいりました四千五百億、総額ではどうも五千五百億か六千億くらいになるらしいけれども、ほんの場所だけは、項目だけは残して、そうして大部分というのは地方債に振りかえたわけですね。その四千五百億を交付税式に配るわけだけれども、これは交付税じやありませんぞ、地方債であります、借金であります、こういうやり方、しかもそれは交付税そっくりに計算するのだけれども、単位費用じやありません、単価でございます、別に単位費用というのは残った一千五百億かそこの部分

ことゝ許されますか。これは常識で考えられない
 ですよ、おかしいですよ。それは財政事情が悪か
 ったからそうせざるを得なかった、こういうこと
 にお言葉が返ってくると思ひますけれども、そん
 なばかげたことはないでしょう。いかがですか。
 ○藤井説明員 先生の方から先に御返事があつた
 ので恐縮でございますが、やはり五十一年度、国
 地方を通じましての異常な状態で、その中でどう
 やつて地方財政の適正な運営を確保するかとい
 う、まあ非常に苦勞したところでございまして、
 自治省と大蔵省と十分協議をいたしました結果、

今回の措置でございます。したかにまして、四百五十億が地方債としてあるのがノーマルの姿で、ということとは私たちも考えておりません。おませんが、まあそういうような異常な事態から本年度の特例措置としてひとつ御了承をいただきたいと思うわけでございます。これも十分御承のように、四千五百億円につきましては、元本利子いろいろな形で補給などをいたしまして、一方団体に御迷惑にならぬようにということではない、ある配慮をいたしている点もあわせ御理解をいただきたいということでございます。

○細谷委員 大変結構な話ですけれども、元本、利子四千五百億円、二千億円は元本、二千五百億円は利子だ。利子ですよ。これは少なくとも二千五百億円、元本はどうか後でまた質問しますけれども、問題があるのだ。交付税で配っちゃう。まあこれは問題をちょっと外へ置いておいて、財政局長、五十一年度の補正のやり方は大体五十一年度と同じですか、どこが変わりますか、十三条の補正の仕方。それは事業費補正は落としてしまおうでしょう。

○首藤政府委員 ただいま御指摘のように、事業費補正は起債に振りますので落とします。そのほかでは、主たる改正は容積補正の問題でございますが、御案内のようにこの階段式になっております甲、乙、丙の種地区分、これを若干ならからにするという改正をいま考慮いたしております。

○細谷委員 大体同じ補正だということは確認できました。

少し細部に立ち至って申し上げますけれども、私は五十一年度の今度落とされて地方債に振りかえておる包括算入分の都道府県、市町村の測定単位ごとの補正前、補正後、こういうものを調べてみました。ちょっと内容を申し上げますと、その他の行政費の人口を測定単位とする投資的経費は、大都市では補正前に対して補正後は〇・五二です。半分は落ちています。都市では一・七倍です。町村の場合は二・一倍です。はなはだしい例を申し上げますと、その他の行政費の中の面積分については、大都市は十七・二三ですよ。都市は一・〇六です。町村は〇・〇八ですよ。

こういうふうな補正前と補正後、十三条の補正のふりかけますと、大都市と都市と町村の間では雲泥の差が出てくるわけです。雲泥の差が出てくるわけでありましてこれは十一條に準ぜざるを得ないことは私も理解いたします。それでないとアンバランス、激変が起こっちゃうわけですから。しかし、こんなに補正前と補正後、十三条のふりかけると大都市と都市と町村の間に、

この測定単位ごとの数値がものすごいバリエーションがあるわけだ。こんな方式で四千五百億円を配ったら、後はどうなりますか。後はどうなるかということになる、やがてこれは返さなければいけませんよ、二千五百億の元金は。お答えいただけますか。

○首藤政府委員 この四千五百億円は、従前交付税で措置をされておりましたものを、やむを得ずすくくそのまま地方債に振りかえます。したがって、従前交付税計算でされておりましたのと同じ手法で配る、それが各団体に一番変動がない、影響のない方法だと心得ております。全く、従前であつたら交付税で配られたらという方法で配るという考え方でございます。

なお、この償還分につきましては、先生も御案内のようにこの償還費そのものを今後基準財政需要額に新たな需要として立てる、こういうことにいたしますので、当該団体はいわば交付税を年賦払いでもらったとでも申しますが、一遍にもらって、その償還費について後々交付税で年賦で償還をしてもらう、こういうふうなことに相なりますので、交付税と全く同じ配り方で配っておれば一番公平ではないか、このように考えております。

○細谷委員 そうしますと、四千五百億円を十一條に基づいて交付税方式で全く配っていった、こうなつた場合に、団体は幾ら配られたというところはわかりません。自治省令でやつた。元を返すまではずっとその団体についていつていくわけですよ。その原資はどこから持つてくるわけですか。私の質問の意味がわからぬですか。そうでしょう、元は返さなければいけませんから。全部が全部もろい切りじゃないわけですから。返すわけですよ。たとえば東京都は幾ら、まあ東京都は交付団体じゃありませんけれども、神奈川県は幾ら、横浜市は幾ら、今度交付団体になるであろう愛知県は幾ら、こうしてやるのですよ。そのうちの元は返さなければいけません。その原資はどうするのですか。これもまた交付税の中へ押し込むのですか。これは交付税の総額にかかわってくるわけ

ですよ。お答えいただきたい。

○首藤政府委員 この四千五百億円分につきましては、先ほど御指摘がありましたように、二千億については、これはいわゆる臨時で将来もろえることになりまして、元はあつたわけでございます。それから残りの二千五百億円分につきましては、これは八千億の分も同様でございますが、その償還費分を地方財政計画の歳出に計上することによって所要の総体の財源は地方団体に迷惑をかけるまいように確保する、こういう措置をとることには先生御案内のとおりであります。そうやっておいて、地方財政計画を通じてその全体の額を確保した上で、個別の団体にはこの償還費を基準財政需要額に算入をしていくという方法をとりまして、全般的に元本が確保されておれば、個別の地方団体はその確保された元本に基づいて具体的に基準財政需要額に算入をされるという措置を通じて財源措置がなされる、こういう仕組みに考えておるのであります。

○細谷委員 私の質問に的確に答えていただきました。二千五百億というのは、元は返さなければいけません。各団体ごとで金額が決まっているわけですね。その原資は地方財政計画全体の中でやると言うのだけれども、交付税総額は変わらなければコップの中であらしてしょう。二千億というものは交付税の総額につけ加えるのですか。需要額の中に入れていく、これは全体の地方財政計画の中において交付税総額というのは決まっています。また少し高度成長で税収でも伸びたら、基準財政収入額が伸びていくから、総額はとにかく三税で出たままでもいい、こういうものじゃないかと思うのです。大蔵省、どうなんですか。二千五百億は、元金は返していただくこと、二千億については、利子と元金は見てやるぞと、こんな区別する筋のものじゃないでしょう、四千五百億というものは、包括算入で同じものですよ。何を区別したのでですか。

○首藤政府委員 前々から申し上げておりますように、五十一年度は大変な財政危機に遭遇をいたしましたのでありまして、便宜上の措置ではございまして、この時の措置は、何としても交付税の総額を確保したい、所要財源を確保したいという意図に出たわけでありまして、交付税特別会計においても先生御案内のように一兆三千億余りの借入れをいたしました。この借入れは先生のいまの御主張からいいますと全部元利償還つきのものでございまして、措置をすべきではないかということに相なるかと思ひますが、ともかくさああたり借り入れをすることによって所要額を確保した、そのかわりこの借入額の償還については将来の財政計画の策定を通じて国、地方の財政状況を見な

から地方にひどい重圧にならないようにその償還の場合の軽減等について所要の配慮を行うといったように、大蔵大臣、自治大臣の間で覚書を取り交わして将来のことに備えた、こういう事態であつたわけであります。その千三百億余りの借り入れによります交付税会計の補てん、これを行いましてもなおかつまだ財源不足がございます。そこでやむを得ず四千五百億は交付税と全く同じ効用を持ち得るような形で地方債振りかえというところで措置をした、こういう段階をとつたのは先生御案内のとおりであります。

そのようなことで総額を確保したのであります。なおこの四千五百億については、単純な交付税会計の借り入れにかわる措置だけではない、もう少し濃密な手当てがでないのか、借り入れにかわる措置でございまして四千五百億そのものを全部利子だけを見るところに相なるうかと思ひますが、それに対して、なおもう一歩踏み込んで見てほしい、こういうことから、四千五百億のうち二千億は元利償還つき、こういうふうに持ち込んだ、これが実態でございます。

○細谷委員 まだ納得できません。二千億と二千五百億を区別すべきでないものを区別した事情は、金がないからだ、こういうことに尽きるわけですから、それでは納得できません。同じ質のものを、おまへはあつた、おまへはこつた、というのでは、そんな筋の通らないつかみではどうにもなりません。しかし、時間が来ましたから一応ここで打ち切つて、午後さらにこの問題について詳しく大蔵省と自治省の見解を詰めてみたいと思ひます。

単位費用にあらざる単価という資料を出してください。四千五百億を配るわけですから、全然それを出さないなどということになつては審議できませんから、出していただきたい。

○小山委員長 財政局長、どうなの、その資料は出せるの。

○首藤政府委員 簡単ですからお出しします。

○小山委員長 資料を出すのでございしますか

ら。

この際、暫時休憩をいたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時三十二分開議

○小山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び地方財政法等の一部を改正する法律案の両案を議題とし、質疑を続行いたします。細谷治嘉君。

○細谷委員 大蔵の主計官がまだ来ておりませんので、順序を変えまして、午前中に引き続きまして若干質問したいと思ひます。

私も自治省からいただいた資料について若干の数字的な分析をいたしました。それをちよつと申し上げますから、おおむねそのとおりかどうかお答えいただきたいと思ひます。今度の包括算入分を地方債で振りかえることによりまして、たとえば河川費の投資経費、これは前年に比へまして標準団体の経費総額は五二・九％落ちております。一方、単位費用は四五・四％の落ち込みであります。途中を省略いたしまして、その他の行政経費を見ますと、この経費総額は四八％の落ち込み、単位費用も四八％の落ち込み、これは人口分。面積分も経費総額が六六・六％の落ち込み、単位費用も同じように六六・六％の落ち込みになっております。

この振りかえた分を見ますと、こういうことが言えると思ひます。海岸保全とか農業とか林業行政費の落ち込み、減額が著しく大きい。今日の農業の問題なり林業の問題、あるいは海岸保全という国土保全の立場からいまして、これは許されないのでないかということが一点であります。それから、第二点は、社会福祉費は経常分、投資分ともかなり軽視されておるということ、数字が証明しておるのです。自治省みずからがいわゆる社会福祉見直し論を推進しておる、こういうふうに出てよるしいかと思ひます。その他の行政経費というのは、言ってみますと、地方団体に

つては非常に重要な部分でありますけれども、人口分とか面積分等も非常に落ち込みが大きい。しかも、この単位費用算出に当たりまして特定財源は全部振り落としておりますから、単位費用の落ち込みをやや抑えておりますけれども、経費総額の落ち込みには及ばない、こういうことが数字上証明されると思ひます。

私の分析、見方が正しいかどうか、お答えいただきます。

○首藤政府委員 ただいま分析をいただきました数字は、筋としては正しいと思ひます。

ただ、一点だけ申し上げさせていただきます。この御指摘でございまして、経常経費分では、府県分の例をとつて申し上げますと、伸び率は二・八、それから投資経費では一七・四、こういうことになっておりますので、全般的な状況からごらんをいただければ、これを極端に落としたという御批判は当たると私は思ひます。

○細谷委員 そう言われるとまた物を申さなければいけません。

昭和五十年度の経費総額を見ますと、社会福祉費というのは前年比三五％伸びておるわけですよ。投資経費は四二・七％伸びておるわけですよ。そういう点からいって、本年度はその伸びに及んでないわけですよ。でありますから、社会福祉が昨年よりも軽視されておる、こういうふうに申さなければなりません、財源配分上。

○首藤政府委員 昨年度は特に増加をいたしましたのは御指摘のとおりでございまして、伸び率としては昨年度より落ちておるの、それは御指摘のとおりでございします。ただ、財政計画全般の伸びをお考えをいただきますと、財政計画の伸びそのものは、先生御案内のように一七％程度でございしますから、その中で重点を置いてどう伸ばしたかというのをごらんいただければ、一七％の伸びの中で二二％の伸びを確保しておれば、決して軽視をいたしましたということにはなるまいかと思ひます。

政経費というのは、言ってみますと、地方団体に

つては非常に重要な部分でありますけれども、人口分とか面積分等も非常に落ち込みが大きい。しかも、この単位費用算出に当たりまして特定財源は全部振り落としておりますから、単位費用の落ち込みをやや抑えておりますけれども、経費総額の落ち込みには及ばない、こういうことが数字上証明されると思ひます。

私の分析、見方が正しいかどうか、お答えいただきます。

○首藤政府委員 ただいま分析をいただきました数字は、筋としては正しいと思ひます。

ただ、一点だけ申し上げさせていただきます。この御指摘でございまして、経常経費分では、府県分の例をとつて申し上げますと、伸び率は二・八、それから投資経費では一七・四、こういうことになっておりますので、全般的な状況からごらんをいただければ、これを極端に落としたという御批判は当たると私は思ひます。

○細谷委員 そう言われるとまた物を申さなければいけません。

昭和五十年度の経費総額を見ますと、社会福祉費というのは前年比三五％伸びておるわけですよ。投資経費は四二・七％伸びておるわけですよ。そういう点からいって、本年度はその伸びに及んでないわけですよ。でありますから、社会福祉が昨年よりも軽視されておる、こういうふうに申さなければなりません、財源配分上。

す。

○細谷委員 まあ、こんな数字上の争いをやっておつても……。

これはおおむね、交付税の配分にあらわれた標準団体の総経費あるいは単位費用の決定経過、その内容を見ますと、私が指摘したとおりになっている。これは全般的な国の政策、それを受けての地方政策に係る問題でありますから、ここまでは指摘するにとどめておきたいと思ひます。

そこで、次にお尋ねしたい点は、四千五百億円という包括算入分と公共事業の裏負担に係る八千億という地方債の振りかえは、府県と市町村はどういう状態になる見込みなのか、お答えいただきたい。

○首藤政府委員 まず四千五百億分でございますが、これは従前の包括算入の投資経費の振りかえということになりますので、道府県が二千七百億見当、市町村が千八百億見当、こういうことで合せて四千五百億になると思ひます。それから八千億でございますが、これも土木費関係や産業経済費関係等道府県分の振りかえが多々ございします。道府県が四千七百二十億見当、それから市町村が三千二百七十億見当、こういったことで八千億程度の振りかえになるかと思ひます。

○細谷委員 そういたしますと、大ざっぱに申し上げまして、四千五百億の包括算入の振りかえ分、八千億の振りかえ分というのは、府県に六割、市町村に四割、こういうふうな考へてよろしいですか。

○首藤政府委員 おおむねそのとおりでございします。

○細谷委員 五十年度は振りかえ部分について府県と市町村の割合はどうなつておりますか。

それからもう一つは、今度の交付税の全体計画で、府県と市町村の配分はどういう割合になる見込みか。二点伺つておきたい。

○首藤政府委員 毎度申し上げておりますように、従前交付税で見つておつたものの振りかえでございしますから、五十年度も比率的にはほぼ同じ、こういうふうに考へております。

それから、交付税計画の配分につきましては、ただいまの見込みでございますが、県分が、普通交付税のベースで申し上げますと約二兆七千億見当、それから市町村が二兆一千五百億ぐらいの見当になるかと思ひます。

○細谷委員 金額でなくて、割合はどうなっているかということ。——時間がなんですから、局長、あなたの方から聞いたところによりまして、都道府県分が、五十年度は五五％、それが五五・七％になる、市町村が四五％が四四・三％になる。府県のウェイトがややふえて市町村が減る、こう伺つておるのですが、そのとおりですか。

○首藤政府委員 御指摘のとおりでございます。その理由は、基準収入におきまして法人関係の税の伸びが乏しゅうございますので府県の収入の伸び率が低い、その結果そのようにならう、こう考へております。

○細谷委員 昨年、人口による過密補正というのがかなり重点的に行われたために、交付税の配分が非常に大きく狂つてまいつたわけです。たとえば四十九年度の普通交付税が、都道府県が五三・二％、それが五十年度は五五％と二％違つております。四十八年度は五五・二％ずつ府県のシェアが上つていっております。逆に市町村が二％程度ずつ落ちていっております。このためにどういう事態が起つたかという、市町村等の普通交付税の算定額が、財政課長内情にのつとり、また地方課長と打ち合せて、この程度の普通交付税を予算に計上していいだろうというのがみんな狂つちやつた、そして府県では、ところによつては前年の二倍以上の交付税をもらつておる、こういう事態がございました。これは配分について、言つてみますと総額は変わらぬのに、精緻巧緻を競つて手先の器用さばかりを發揮しているからこういうことになつておるのじゃないか、交付税の配分自体に根本的な問題がいまや生まれておる、こういうふうに申し上げなければならぬと思うのですが、いかがですか。

○首藤政府委員 昨年の交付税の結果として府県に寄つたというのは御指摘のとおりでございます。ただいまの先生の御指摘でございますが、交付税というものをおのづからだけで考える風習というものは、私も市町村に対してそれは憤むようにということをもつて何回も申し上げております。御承知のように基準財政需要額マイナス基準財政収入額が交付税でございます。したがいましめて、基準財政需要額の算定をこらへたいただきますと、四十九年度は府県分が五三・二、それが五十年度は五三・一、市町村は四六・八が四六・九、このようにほとんど変動せずにならうかに推移いたしておるわけでございます。残念ながら、基準収入額が経済の激変によりましてひどく変動した、府県分の収入が落ちたために交付税の額としてそのようなことになつておる、こういうこととでございますので、私も御指摘のような心配がございまして、市町村には常日ごろ需要の伸び、この率をいつも示しまして、需要と収入の算定を確にするように、こういうことを指導いたしておる次第でございます。

○細谷委員 私が予想した答弁しか返つてこない。きわめて抽象的な答弁で、あえて首藤政局長でなくとも、だれでも答えられる逃げの答弁です。まことに遺憾ですが、もう余り時間がありませぬから、遺憾の意だけを表明して次に進みます。

そこで、午前中の質問に戻るわけですが、これでも、包括算入分の四千五百億、それから公共事業の負担分八千億——八千億というのは、四十二年には特別事業債という方式があつた。これは全部地方債に振りかえて、その地方負担分の九五％を見たとしたものでございまして、これは大変なものですね。先ほど申し上げたように九五％地方債を裏づけしてくるわけですから、地方はみんな公共事業、公共事業と予算を組み出した。現に五十一年度の都道府県の予算を集計したのを見ますと、公共事業をものすべく伸ばしているのですよ。九五％地方債を見てくれるわけです。そして社会福祉は切つていつてゐる。これが各都道府県の五十一年度の予算の状況でございます。でありますから、交付税で配るべきものを配らないで、そして九五％地方債に振りかえてあげます、こういう地方債を道具に使つた公共事業推進のあめの政策は、私は著しく問題があるし、地方自治を損なうものではないかという気がいたします。これについてどうお考えですか。

○首藤政府委員 公共事業の裏負担に対して、八千億の振りかへによりまして九五％の充当率にいたしましたのは御指摘のとおりでございます。それによりまして地方公共団体が公共事業の実施について財源の措置にそれほど困つていないという状況になつたということも、それは御指摘のとおりだろつと思ひます。ただ、公共事業の実施に關する御批判でございますが、それぞれの都道府県等の様子を聞いてみましても、地方公共団体が受け得る公共事業、これはやはり当該地域の発展のために役に立ちますし、それから当該地域の景気浮揚のために役に立つわけでありまして、多くの公共事業が地元産業等に引き受けられて実施をされておるわけでありまして、事業の内容もまた大小を問はず住民の福祉に密接に關係がある、こういうことは事実であらうと思ひわけでありまして、わりに実施について国の負担金もあり、かつまた財源措置もある公共事業、このことを実施するということが必要しも御批判のようなことになるかどうか、この点についてはいろいろ御議論のあるところかと考えておる次第であります。

○細谷委員 大いに議論がある。まあしかし、そこだけでとめておく。後でちよつとまたこの問題を持ち出しますけれども。

そこで、大蔵省にお尋ねしたいのです。包括算入分四千五百億、同じものなのに資金が二種類というのはどうも理解できない。さつき与党のある委員が、いや全く同じものをやるのに四千五百億を二種類に分けた、私もどうもわからぬと言ひました。私と全く同意見なんです。しかも今度は、交付税方式によつて特例債を発行するわけですね。今度元利償還が起つてきた場合に、利はありませぬけれども、元を返さなければいかぬときに、これは交付税で措置するわけですから、これはまた大変な手間でありまして、そこでまた交付税のいわゆる精緻巧緻が起るわけですね。精緻巧緻と言ひますけれども、ざぱり言うとも木の幹がなくなつちやう、幹は腐つちやつて、上の方の葉っぱだけが精緻巧緻で茂つてゐるというふうなのが、いまの交付税制度であります。こういうのは精緻巧緻と言へないでしよう。そこで、やはり筋を通すことは重要だと思ひますが、二種類に分けるということは何らの合理性もない筋もなくて、ただ適当に半分分けした、与党の議員もそうおっしゃつてゐるわけですから、どうですか大蔵省。

○藤井説明員 午前中中政局長からもそれに触れたお話がございましたので、まあざつとばらんに申し上げますが、今回の四千五百億を交付税でするか地方債に振りかえるかという場合、もし交付税で措置するといひましたら、何がしかの借金を交付税特別会計がしてきて、そして交付するわけですから、これを振りかへた場合も一応その利子の方は、もし交付税特別会計が借金した場合は一般会計が負担するということにしておりますから、利子の分はともかくとして、元本はこれは全部補給する対象ではないのではありませんかというふうにもはつと考へておりました。終始そういうふうな考へておつたわけでございますが、先ほど政局長からお話がありましたように、地方団体に対して特別な配慮が要るのじゃないかというふうなお話もございまして、大臣折衝の段階におきまして、この二千億については特に元本も含めて補給をするということが決まつたのが実情でございます。これはざつとばらんな実情を申し上げてひとつ御理解を賜りたいと思ひます。

○細谷委員 ざつとばらんな——まだ隠してゐることがあるでしよう。一兆三千四百四十一億円の政府資金を特別会計に借り入れておりますよ。一兆三千四百四十一億円でどうして四千五百億円加えなければならぬかと思ひます。

○藤井説明員　これも先ほど私申し上げましたように、ここの国の非常な窮迫した財政事情の中

で何とかして地方の財政が適切に運営されるようにという工夫をした結果でございます。その場合に、一般会計、資金運用部の資金を通じました財政事情、いろいろございまして、御指摘のようない、一部は起債に振りかえるというような措置をとらざるを得なかった点を御理解いただきたいと思ひます。

○綱谷委員 資金運用部の資金が五十年の後半以来急に枯渇したことは認めます。認めるけれども、四五千百億円の資金運用部の資金をひねり出せないということはないですよ。断固ありません。それで、それを包括算入を外しちゃって借り入れればいいでしょう、こういう過渡的な状態ですから。一兆三千百四十一億円プラス四千五百億

円やれば、八千億円だけは枠に出して、あとは借り入れや特別会計で交付税を一本で、あの単位費で、私がさっき言ったような法律よりも省令が優先しているなという批判を仰がないで、すきつといったわけでですよ。四千五百億円の政府資金がなかったとは言えませんが、枯渇していることは認めます。ですから私は、分けていけないようなものを分けてしまつて子供に与えるように、萬子は一つしかないのに二つに分けて、同じものを分けるなら別として、これは分けられませんよ。しかも四千五百億円というのは交付税特別会計に借り入れればいいです。それをやらないのはこれ

○藤井説明員 ただいまの御質問でございますけれども、資金運用部の借り入れによって措置をい

たしました分は、御承知のとおり将来の交付税の一部からこれを返済するわけでございますから、むしろ四千五百億円につきましても返済をしていただくというのがバランスがとれているのではないかと考えております。

○細谷委員 そんなことを言うんなら、二千億円は元利は国が持つわけですから、二千億円の方は

特例交付金にしたらしいですよ。ことしいかなんならば、一遍に二千億円出せないというんならば、元利を払わなければいかぬその年度ごとに特例交付金を加える、こういうことになさった方がいいでしよう。それもやってないでしよう。何から何までがたがたですよ、これは。二千億円元利持つのでしよう。五十一年度の予算でそれが全体とし

てできにくいというのならば、特別償をよけい出さなければいかぬというのならば、そうしたらその二千億円の方はその年ごとに臨時地方特別交付金で持つてあげます、とこっちへやっておけば金が通るでしょう。

○藤井説明員　二千億につきましては、御指摘のようになりますように考えております。

○細谷委員 わかりました。二千億円については今後償還が来ることに臨時特例交付金、これは云

利持つというんだから。私は喜ぶ必要はないのですよ、あたりまえです。ただきちんと整理したにすぎないんであって、そうするとあとの二千五百圓切り離すのはまたおかしいわけですから、これはどうしますか。

○藤井説明員 もう一度繰り返しますが、二千億圓につきましては、いわば先生がおっしゃったように

おり臨時特例交付金の延べ払いだというふうにお

○細谷委員 全く大蔵省の頭のいい日本のエリート
の答弁じゃないですよ。筋が通っていないです。

よ。何か知らぬが、もう政治をやる世の中、もうどうもいかぬで、寄せて二で割る方式。寄せて二で割ってないで、二千億と二千五百億円に分けて折半しないで、そして二千億円は今後臨時特例交付金とその年度ごとに元利分を見っていきます。

交付税会計の方へそれを配っていく。二千五百億
円だって大したことないでしょう、毎年返してい
くわけですから。どうしてやれないんですか。や
れるはずですよ。分けることのできないものを無
理して分けておいて、しかも自治省と大蔵省が妥
協していた、筋の通らない寄せて二で割る方式の
ことでやっているところに問題があるわけですか。

ら、政務次官、もう時間がないからばからしくな
った。同じ種類のものを無理やり二つに分けた異
協の産物でしよう。そうして本来交付税で配つて
あるのを借りられないというから、原資がないと
いうわけで交付税で配るんで、地方債に振りかそ
ていった。そうしてその二千億円というのは今後
交付税の中で、交付税の方に一般会計から入れて

いきます、こう言うんですからね。おかしいですよ。おかしいですよ。これはもう私も頭が悪いです。

せいかまます混乱してくる。大蔵省と自治省の、かつての内務官僚、大蔵官僚というエリート官僚がそのくらいのことかわからぬでどうするんですか。与党の議員もそう言っていますよ。政務次官、ピシヤツとしたお答えをいただきたい。同じものは同じで処理すると。

○奥田政府委員　細谷先生の御意見は本当に煩瑣

に値しますけれども、今回の措置は、ともかくこ

○細谷委員 政務次官、やむを得ずことしはこう
とったけれども、二千億円は片づいたから、分け

ちやいぬ二千五百億円については元金を負担するわけだ。それもその元金を返す時期になつて二千萬と同じような処置をします、そういうことを前向きで考えますと大蔵省が言ひさえすれば、私は先へ進めるわけです。その辺は主計官、あなたがかこで約束はできないでしょうけれども、よくわかりましたと言つていただければそれでいいわけ

だ。

○藤井説明員 四千五百億円の将来の償還につきましては、二千億につきましてはいま御議論のあったとおりでございます。なお二千億を含めて、財政局長からもたびたび御答弁ございますように、これは地方財政計画の上に計上いたしまして、毎年毎年それを含めて地方財政が適切に運営

されるような措置をとるといふことは、当然のことでございますので、そういうことで御理解をい

ただきたいと思います。

○細谷委員 主計官よくわかりましたか。もう一遍、よくわかりましたか。イエスかノーだけです。

○藤井説明員 二千五百億円分の元本を個別に売り出してどうにかせよという御指摘だと思いますが、それにつきましては、まことに遺憾ではござい

います、よくわかりましたとはちよつとお答へ

いたしかねる状況でございます。

○細谷委員 わからないとは言わぬと。どうですか。

○藤井説明員 ただいまの御指摘の趣旨はよくわかっております。

○細谷委員 この程度で次に進みます。

今回、五十年年度の財政収拾をやる意味において、私の承知している範囲では、減収補てん債というのは一兆六千三百三十二億円が見込まれておったわけでありまして、全体として八千五百十一億円でありまして、一兆六千三百三十二億円と八千五百十一億円というのとはかなり大きな差がありますけれども、これはどうしたのですか。

○首藤政府委員 先生御案内のように、去年の九月の時点になりましたら、法人関係税を中心に減収見込みを立てましたところ、一兆六千三百三十二億円という見込みが立ちましたので、この分を減収補てん債ということで要求をいたしましてそのような額を設定いたしましたのでございます。その後、個々の団体ごとと十二月末の調定実績から決算見込みを立てさせまして、これはもう各団体の申請どおり正直にそのまゝの額を積み上げてみたのでございまして、この額が先ほど御指摘のような八千五百億、こういふことになったのでござい

ます。したがって二千億の差が生じたのでございまして、これは各団体ごとと年間の収入見込みが確定になった時点において従前見込まれておった額との差額、これを各団体そっくりそのまま持つてきておりますので、それだけの額に実績上減少した、当時の一兆六千億の見積もりが少し大き過ぎた、こういうことであろうと思

います。○細谷委員 私はこの法案の審議の際に前の財政局長に、なぜ五ヶ条適格債から埋めていつてどうしても埋まらない場合に特例債にするのだ、これは実態からいつて逆さまじゃないかということをし上げました。それではこの八千五百十一億円というの、一体特例債がどのくらいの割合で、五ヶ条適格債がどのくらいになっているのか、おわか

りになりますか。

○首藤政府委員 ただいまの八千五百億余りを枠配分をいたしまして、許可予定額を知らしたわけ

でございますが、この充当結果を四月末までに報告するように各団体に求めております。ところが、実際問題としては五月末の出納整理期、このくらいまで待ちませんと、各団体ごととどれだけい

わゆる五ヶ条債に割りつけ、どれだけ割りつけられないものができて特例債になる、こういう振り分けができないものと見えて、まだ提出が終

わつておりません。したがって、二条債と五ヶ条債に幾らずつになっておるか現時点では判然といたしておりません。

○細谷委員 退職手当債は都道府県百三十二億円、町村分百五十五億円、合計三百三十八億円、この数字でよろしいのですか。

○首藤政府委員 そのとおりでございます。

○細谷委員 その次に、財政健全化債、都道府県分千二百六十億、大都市、市町村合せて全体として千三百三十五億円でありまして、このうち退職期日の繰り上げに基づく健全化債は幾らで

すか。○首藤政府委員 七百二十一億円でございます。

○細谷委員 この財政健全化債というのは、許可する場合にどういふ条件が必要ですか。

○首藤政府委員 ちよつと御質問の趣旨がよくわかりかねますが、一般公共事業とか一般単独事業とか、そういう五ヶ条ただし書きの規定によりまして地方債を発行し得るものの財源に充てる、こ

ういふように考えておりますが……。

○細谷委員 財政健全化計画というものが前提にな

つてゐるわけでしょう。そうでしょう。

○首藤政府委員 その額を設定しました場合の問題でございまして、御指摘のとおり健全化計画を前提にいたしてあります。

○細谷委員 健全化計画というのはどういうプロセスでつくられてきたのですか。

○首藤政府委員 当該団体におきまして、財政の健全性を確保する措置として、多くの場合二年度

くりの年度にわたる考え方、こういうことになつておりますが、当該団体の長が考えたもの、それを議会筋におきまして一応の、大方の了解を得る

と申しますか、そういう措置をとりまして、当該団体が自主的に決めたものでございまして、この細谷委員 議会の大方の了解というのは具体的にどういふことですか。

○首藤政府委員 たとえば議長さんの了承を得るか、あるいはこれにかわる措置とか、そういう

ことか、あるいはこれにかわる措置とか、そういうことを措置をした、こういう意味でござ

います。

○細谷委員 議長さんの了解を得るということはどういうことをやるのですか。議長は議会に對して責任を持つわけですね。議長というのは、個人

じやないのですから、知事と違ふのです。団体の代表ですよ。個人の議長であつたのでよろしいのですか。私の承知している範囲では、この健全

化債というのは、その内容は、県会議員なら県議員、都道府県会議員、市町村の議員に資料は配られておりません。そんなことではないのですか、健全化債というのは。

○首藤政府委員 この健全化計画は、いわゆる財政再建法によりまして財政再建計画のようなフ

ィックスしたものでございまして、一応当該団体の長が計画を立てまして、それを議決機関であり

ます議会の大方の了解と申しますか、それを得るという程度のところまでを考へておるわけであり

まして、それが議会の議決という正式のものであればそれはなおさら確定をいたしまして結構で

ございまして、そこまでの段階にいたさなくとも、一応この御理解があればその程度で足りる。したが

って、今後その内容の実施に当たっては、具体的な内容は議会に提案をされ、予算そのほかの

ところで議決をされ、確定をしていくもの、このように考へておるわけでありまして。

○細谷委員 大方の了解というのは非常にいい言葉ですけれども、ごまかしですよ。大方の了解とい

うその大方の了解というのは、自治省の指導は

どういふ内容ですか。議長だけに相談をすればいいのですか、あるいは常任委員長等に相談をする

という内容ですか、あるいは議員全員について、こういう健全化計画を出しますと……大方とい

うのがちよつとわかりません。どつちなんですか。どういふふうに指導したのですか。それぞれ団体

はばらばらですか。

のことも考えながら財政の健全性を確保するためいろいろな措置をとるべく検討を進められたのでありますが、これも先生御承知のように、事柄を考えますのに、何も一挙に一発に解決をしてその効果がすぐ出てしまうというものではございませんものから、計画の実施過程に伴って、できるだけ行政の質を落とさないでそのような計画を進めていくためには、やはり何らかの財源措置、弾力的な財源措置が必要だ、こういうことを望む声が非常に強かったわけでございます。そのような事態を前提にしてお考えをいただきますと、このような健全化計画を立てる当該年度に出る効果は少しでございまして、翌年度以降に及ぼす効果というものが非常に多いわけであります。そういう意味では、地方債の償還財源というものについて支えなからう、こう思うわけでございまして、地方団体の自主的なそのような健全化計画に即して、私どもも地方債ではございますが、国の方として応分の援助をする、と言うと誤解がございまして、そのような措置をとるのが正しいかろうと、こう考えたわけでございます。

○細谷委員 措置をとったことについて、対応してやったことですから、私は否定はいたしません。けれども、地方団体の自主的なあれとして自治省が対応したのだということについては結構でありますけれども、いまお聞きした手続というのは、大方の了解、その大方はばらばらである、こういうことについてはまことに遺憾です。そこで、この健全化計画の内容等について私はよく承知しておりませんが、恐らく使用料、手数料等の大幅な引き上げ、いわゆる住民負担に転嫁、それから二番目は、いわゆる歳出の節減、たとえば職員定数の管理、給与水準の適正化あるいは諸手当の節減、こういうものが柱になっておると思うのでありますけれども、いかがですか。

○首藤政府委員 財政の健全性を確保するための措置ということであれば、歳入歳出の両面にわたるわけでございしますので、そういった点を考え合わせますと、ただいま御指摘になりましたような事柄、これが主な事項に——もちろんそのほかにもございましょうが、事項になることはそのとおりでございます。

○細谷委員 私は、国と地方とのあり方、こういうことから見て、ばらばらではあるけれども、大方の了解を得て健全化計画は策定されたということでありまして、地方行政をやってきた一人として、この健全化計画をこの委員会に提出できないものでしょうか。大方の了解を得たものですから、国会にも秘密だ、そして地方議会において、大方であるけれども、大部分の議員は御存じでない、こういうことでは、これはやはりガラス張りの国と地方との関係でもありませんし、地方の財政の姿ではないと思うのです。いかがですか。

○首藤政府委員 この計画は、先生御案内のように、財政再建計画というようなかっこうで正式に議決を経てすべてが固まったというものでは必ずしもございせん、おおむねこういう方向をとっていくということについて長が自主的に作成をし、議会筋の大方の御理解を得て出されておる、こういうたぐいのものでございます。したがって、その個別の内容を公表することにつきましては、当該団体の方から、それは公表は勘弁してくれ、こういう話が参っておりますので、お許しをいただきたいと思ひます。

○細谷委員 大方の了解を見たものを当該団体から勘弁してくれというのはいささかいいじゃないですか。極秘のうちにはおかしなことで、正当な手続がとられておられたいことでは、正當な手続がとられておれば、委員の皆さん、資料やりますけれども、いろいろその資料については注意をして取り扱いは願ひます、こういうことならいいわけですから、重要な地方交付税等の審議をしているこの国会の委員会にもそれを出せないということでは、何が大方の了解ですか。極秘にしてくれと言う地方団体もおかしいじゃないですか。政務次官、こういうことでは、これは

オープンでは審議できません。財政健全化計画を出してもいいというのが私なんです。健全化計画はあるのですよ。その健全化計画は、大方の了解を得て自治省に届けられたものです。結果はわかってるわけですね。総額千三百三十五億、退職手当三百三十八億、これだけが地方財政法五条の適格債として許可されておるわけですよ。その審議の資料も出せないというのは私は解せません。政務次官、お答えいただきたい。

○首藤政府委員 先ほどから申し上げておりますように、この計画は、再建計画のように正式に議決を経て固まったというようなものではないわけでありまして、今後もちろん、ことし許可をいたしました千三百三十五億のこの起債のそれぞれの起債議決につきましては、ことし当該団体で議決があるわけでありますから、それが何の事業にどう当たらせたか、これは報告さえ来れば発表することばもちろんかまわないわけでございますが、健全化計画そのものは、この枠を設定する前の当該団体の今後行へべき努力、こういう感じで持ち出されたものでありまして、当該団体も今後、その実施に当たります段階で、これを正式に議会に提出をし、予算等も経て議決をしていただく、こういう性格のものでありますので、ただいまの段階で公表していただくことは御勘弁いただきたい、このように申しておるわけでありまして、したがって、私どももは地方団体の意を体して、これを公表するということは慎まさせていただきますと思ひます。

○細谷委員 この健全化計画とか退職手当償還というの、退職手当は事実上出ているわけですね。千三百三十五億のうちで九百億ぐらい出ているわけですね。四月一日を三月三十一日にする、そして大部分出ているわけですね。金額は七百二十一億、千三百三十五億のうちの半分以上の七百二十一億というのは、四月一日の退職を三月三十一日にする。その根拠は、昨年の五月の十六日に出された自治省事務次官通達でしょう、そうでしょう。

○首藤政府委員 そのとおりでございます。いわゆる法的な根拠という意味ではございせんが、取り扱ひの考え方の根拠はそれとおりでございます。

○細谷委員 五月十六日の事務次官通達というのは明らかになっているのですよ。それに基づいて出された健全化計画、その健全化計画ののちとして許可した地方債、五条適格債、こういう資料を国会に出せないというのは、これはもうどうしても解せない。困ることならば、団体の符号だけでもいいですわ。どこその県だとかどこその市なんて書かぬで、アルファベットで結構です。その健全化計画の内容、どこその県とかそんなことは要りませんよ、ABCでいいです。それは出せませんか。

○首藤政府委員 この計画には、確定をしていない将来の計画が含まれておるわけでございまして、その意味で当該団体がこれを公表してくるなどと言っております。したがって、私どもはそういった地方団体の真意を尊重する上から、公表することは勘弁していただきたいと思ひます。

○細谷委員 使用料、手数料等の値上げ、これは住民の福祉に密接な関係があるわけですね。高等学校の授業料も密接な関係があるわけですね。こういうものが含まれておるでしょう。定数の管理、給与水準、諸手当の節減、これは労働条件に関係する問題であります。将来これは条例等で出てくるというならば、当然、住民に対しても理解をいたさなく、職員団体とも話し合ひをする。それをひた隠しに隠す、これはおかしいですよ。最近、私はあるところで聞きましたら、一切合財住民とも接触しない、職員団体とも接触しない、一方的に長が議案を出して議会で議決してしまふ。その間住民とも職員団体とも何らの関係がなしに行われておるという例を幾つか私は見聞してきました。だから私は明らかにしてほしいと言ふのですが、それをあなたの方が、大方の了解を得て自治省に上がつてきたものを出せないということになりま

すと、やみ討ちするんですか。やみ討ちじゃないですか、どうなんですか。

○首藤政府委員 健全化計画に盛り込まれておりますうちで、当該年度に実施をされました分につきましては、御案内のように予算、条例そのほかの分で確定しておりますから、これはわかつておるわけでありまして、翌年度分にはわたる等の問題につきましましては、これから議案として提案をされ議論をしていただく、こういう手続を経て当該団体で確定をしていくわけでございます。この案は、そういった確定手続がとられております前のものでございまして、当該団体が出してはくれない、こう言っておりますので、私どもはその意を体してあげたい、こう考えております。

○細谷委員 政務次官、こういう姿勢で行政がうまくいくんでしょうか。話し合いもやらぬ、一切ノーコメント、そしてもうすべて値上げもそれから労働条件の切り下げというのも全部極秘のうちにばんと議案に提案してしまふ、そしてまかり間違ふと地方自治法百条の調査特別委員会をつくってやる、こういうやり方が地方自治の姿でしょうか。お答えいただけますか。

○奥田政府委員 細谷先生の御指摘でございますけれども、これは極秘な形でやっておりますと御指摘でございますけれども、この財政健全化計画、次年度にわたる分については、それぞれ手数料アップにしろ、いま言われた定数のそういった節減等々の問題にしろ、当然正式な議決が必要となつてくる問題でございますし、いまの段階で地方自治体のそういった自主性というものをむしろ尊重する立場から、そういった個別資料については遠慮させていただきます、こういった形が財政局長の答弁ではなかったかと聞いております。私は決してこれは極秘でやむやみやみ討ちするといったものではなくて、これらが具体化されていく過程においては当然正式な改正なり決議が必要なものばかりだと思ひますので、そういったふうに了解いたしております。

○細谷委員 私五月十六日の通達が根源になつて、この通達の全部を否定するつもりはありませぬ。しかし五月十六日の事務次官通達というのは、毎年出されておる地方財政の運用とは全く様相の違つた具体的な内容、いま言つてみますと、千三百三十五億円、七百二十一億円の地方債も許可できるような、そういう前提が含まれておるわけですから、その内容については一切合財発表しない、結果を見る、こういうことではないか、私は思ふ。でありますから、秘密という名において悪乗りが起つておるんです。高度成長から安定成長にいく、甘えておつた点もあるでしょう。政府自体も甘えておつた点ですから、地方団体も甘えておつた点はあるでしょう。そういうものは直さなければいけませんけれども、大変な悪乗りがやはり随所に起つておる。こういう悪乗りはやめていただかなければなりません、今後こういう秘密裏で事を運ぶような、そういう通達内容、しかも金の伴うものはやめていただきたい、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○奥田政府委員 結論から言つて、昨年の次官通達内容をまたそのまゝやつていくのかという御趣旨の御質問であつたかと思ひますけれども、しかし先生御指摘のように地方財政をめぐる客観情勢というのは決して甘くないというより、むしろ明年度も厳しい情勢が予測されるというまゝ一つの事実、そして国の責任において措置すべきいろいろな問題点もございまして、また、いま先生もはつきり御指摘なさいますように、地方自治体の責任において、やはりこういった情勢に合致して、そういった経費あるいは中に人件費等々の財政硬直化要因を少しでも自主的、自助的に取り除く努力もしていただかなければならぬということ、これは御指摘のとおりだと思ひます。

ただ先生の御意見の中に、こういった措置を講ずるに当たつて、むしろ現実には秘密裏で、しかも悪乗りされておる、そういった形はとてま許されぬ、あるいは御趣旨であるように思ひます。私もこういった何もかも秘密ということではなくて、やはり自治体のそういったこれからの案件事項、自治体の運営に、むしろ先に明らかにする形でかゝつて自主性を損なう立場じゃないかというところもひとつ考えなければいかぬと同時に、悪乗りすると言われるような具体的な事実、これは個々にやはり検討して、御趣旨に沿うような方向の中で次官通達内容を今後どういう方向に持っていくかということも当然考えなければいかぬと思ひますけれども、こういった地方、国とも情勢を踏まえての健全化の基本路線方向というのは私は間違つていない、かように思つております。

○細谷委員 一遍出した通達は引つ込められぬと同じように、自治省の基本姿勢というのは変えられない、それは私はわかります。わかりますけれども、しかし、いまいろいろお尋ねいたしますと、健全化計画を出した、そして労働条件は切り下げる、使用料、手数料は二倍も三倍も上げていく、高校の授業料は千二百円から一気に三千二百円にする、こういう住民負担が極度に伴つていくような問題も、極秘極秘でございまして、しかも悪乗りは勝手次第、こういうことでは、自治省のせつかつの通達の基本精神、安定下において切りかえていけよという基本精神も実現期待できないのじゃないか、こう思ふので、私は、その辺は近くまた通達が出されることになりましようけれども、そういう悪乗りとかあるいは秘密裏に事を運ぶなどということが起こらないように、ガラス張りの地方自治が推進できるようにやつていただきたい、こう思ひます。どうですか。

○奥田政府委員 先生の御趣旨を踏まえて弾力的に運用していくように、そういった形の方向で検討するということでお答えさせていただきます。

○細谷委員 財政局長こだわつていますが、これからのものがあるからいかぬというのだけれども、すでに五十一年度の予算編成の議会が済んで、値上げとかいろいろものが出てきましたね。健全化計画の中に、過去に済んだもの、そういうものは資料としてこの委員会に出せますか。済んだものはいいでしょ。

○首藤政府委員 済みましたものについて五十年の額が幾らになつておるか確定をしたものにつきましては、出し方のかつこうもあろうかと思ひますが、検討させていただきます。

○細谷委員 検討しますということだけでは困りますので、済んだことについては出しますということをはつきりひとつ委員長に責任持っていたいただきたいと思ひます。

○首藤政府委員 何県何県という明確なかつこうでなしに、A、B、Cとかいうようなことであれば、済んだ分については出すように検討いたします。

○細谷委員 最後に、いろいろやつてまいつたわけでありまして、いろいろと地方財政の今後の問題等議論されておりますけれども、私は最後に自治、大蔵両省にお聞きしたいのですけれども、五十年の十二月二十四日に大蔵大臣、自治大臣の覚書がございまして、その第一項に「両大臣は、毎年度の国・地方のおのの財政状況を勘案しつつ、交付税特別会計の借入金返還について、協議の上必要があると思はれるときは、その負担の緩和につき配慮を行う」と先ほど主計官に聞きましたのは交付税の特別会計の外のやつですから、これはさつきのかなり前向きの誠意ある答弁と受け取りましたが、交付税特別会計の借入金、五十年度は一兆一千五百億円、五十一年度は一兆三千四百四十一億円、これは利子は負担しますけれども元金は返さなさいといふ。五十二年から五十四年にかけて、八年中で返さなければならぬ。法律に出ております「協議の上必要がある」と認めるときは」とは具体的にどういう内容でございまいしょうか。いま言えないということでは、う。地方団体に迷惑のかからないように、そういった前提で、必要があると思はれたときはその負担の緩和について、返すのを先に延ばすとかあるいは一部を特例交付金で見てもよいか、そういうことなんではないか、どうでしょうか、お尋ねいたします。

○首藤政府委員 大要趣旨、そのようなことでございまして。具体的にはその事態にならないと的確

なことは申し上げかねますが、やり方としては、財政計画の策定等を通じて、この償還期はみんな計画上に影響を及ぼしますから、その結果の財源措置が地方財政の運営を阻害するようにならないという措置をするということでありまして、その措置の具体的な方法は、時によりましようが、いま御指摘のように返還を延ばすとかあるいは臨時をもちょうとかいろいろやり方があるかと思ひます。

○藤井説明員 財政局長のお話と大体同じだと思ひますが、ただちよつと大蔵省といたしまして敷衍させていただきたいのですが、あの覚書には、国、地方のおのの財政状況を勘案することになつておりまして、国の財政状況も勘案することをつけ加へさせていただきたいと存じます。

○細谷委員 また最後にあなた、変なことを言うけれども、時間が来ましたから後の問題にして、私の質問を終わります。

○小山委員長 井岡大治君。

○井岡委員 地方自治法の第二条の二項から三項についてお尋ねしたいと思ひます。

二項の「その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。」こう書いてありますが、これはどういう事務なんですか。

〔委員長退席、左藤委員長代理着席〕

○横手政府委員 この点につきましては、文字どおり、条文にあるとおりに考えております。

○井岡委員 文字どおり考えているということは、どういう事務なんですか。

○横手政府委員 第二項にありますように「国の事務に属しないもの」これが処理されることになりまして、これを概括的に例示されておりますのが第三項でございます。第三項の各号にわたりましてそうした事務が例示されておるところであります。

○井岡委員 三項に例示をした事務、そこで「但し、法律又はこれに基く政令に特別の定があるときは、この限りでない。」これはどういうことですか。どういうように理解したらよろしいです

か。

○横手政府委員 一般的に言ひまして、第三項の各号にありますような事務が普通地方公共団体の事務になるわけでございまして、法律ないし政令で特別にこれらの事務につきまして国の権限等決められました場合には、これらの特別法の規定が先行する、こういうふうに解しております。

○井岡委員 そうするとこういうように理解していいですか。この例示してある事務、この事務はいわゆる地方公共団体の固有の事務、こういうように理解していいですか。

○横手政府委員 第三項各号の事務は本来地方公共団体が処理する事務ではございますが、特別の法律等で機関委任事務、こうしたものにわたるものもあるわけでございます。

○井岡委員 私の尋ねてゐるのは、第二項でこれは全く文字どおり解釈してもらいたい、こういうお話でした。そして「政令に特別の定があるときは、この限りでない。」したがって、ここに例示をしてあるのが事務だ、こういうふうにお答えになつたから、例示してある以上は、じゃあ固有の事務と理解していいか、こう言つて聞いているのです。

○横手政府委員 先ほども御答弁いたしましたように、本来の固有の事務とそれから法律等の定めによりまして国からの機関委任事務にわたるもの、こうしたものを合せてここに概括的に例示されてある、このように理解しております。

○井岡委員 そうすると、三の「上水道その他の給水事業、下水道事業、電気事業、ガス事業、軌道事業、自動車運送事業」これは固有の事業というように理解していいですか。

○横手政府委員 地方団体が行います地方公営企業、これにつきましては地方団体の事務、かように考えております。

○井岡委員 地方公共団体の事務、こういうふうなことに考へる。したがって、地方公共団体の事務としてこれを規定しますと、それに対して国は何らかの法律上の保護を加へなければいけない、こういうように理解していいですね。

○横手政府委員 恐らく先生の御趣旨とするところは、地方公営企業等につきましてもその経費につきましてはかかるべき財源措置を講ずる必要があるのではないかと、こういう御趣旨かと存じます。が、地方公営企業は御承知のとおり独立採算制のたてまえをとつておるところでございますし、私ども将来ともそのたてまえは一応維持すべきではないかというふうな考へております。

○井岡委員 私の尋ねることを先にお答えいただいたから感謝します。

しかし私はそれで理解のできないところがある。公営企業法の第三条に「地方公営企業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」経済性を發揮する」ということはすべて独立採算、こういうふうに理解していいのですか。

○横手政府委員 ここにあります企業は経済性でございまして、これは企業一般に通じます。経営原則として合理的な能率性を指すわけでございまして、たてまえとしては先ほど申し上げました独立採算にもつながる次第でございます。

○井岡委員 合理性と能率性を指すものであつて、ひいては独立採算に通ずる。ところが合理的、能率的であつても独立採算に見合わない、こういうものがある。たとえば水道の場合、一定の供給がある。しかしそれは住民の負担というものが非常に高くなる。そこで抑える。そうするとその余分の分が出ますね。たとえばトン当たり二百円だ。しかしこれでは余り住民の負担というものが多過ぎる。そこでこれを百三十円にする、百五十円にする。これだけ足らなくなるわけですね。どうします。

○横手政府委員 地方公営企業は、地方公共団体によつて経営されております以上、本来の目的であります公共の福祉を増進すべきことは当然でございまして、これは第三条にも「公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」こういうふうな規定してある次第でございます。恐らく

御趣旨は、こうした公共性と前段の経済性、これがいれば対立した感じがあるんじゃないか、したがって公共性の観点からしまして、特にたたいま御指摘のような事例の場合に公共負担を充ててかかるべきではないか、こういうお考えだろう、かように思ひます。ただ、その点につきましては、公共的な見地から一般会計で負担すべきものにつきましては、はっきりと法律にも規定を設けまして一般会計からの必要な経費についての繰り入れの義務まで設けておるわけでございまして、そこらあたりで公共性と経済性の調和が図られておる次第でございます。

○井岡委員 繰り入れの義務を一般会計に負わしてある、したがってそれは十分やつていけるんだ、こういう御趣旨ですね。わかりました。ただ、いま地方公共団体は、これは財政局長おいでの場合が多いわけですね。そこで私はやはり特別に物を考える必要があるんじゃないかと思う。というのは、交通の場合を取り上げて申し上げますと、大体採算のとれる路線それから採算のとれない路線、ずつとこう、私この間青森に行つてきましたけれども、青森の調査をしてみますと、百何の系統があるわけですね。その系統のうちで市町村合併によつて合併をした条件でやつているところ、ところが住民税、市民税を取つていられるわけですね。だから当然延ばしてもらいたいということでも延ばしておる、そこは採算がとれないわけですね。それがいわゆる企業会計に大きな重圧になつてゐる。だからこれらについて行政路線というものを明確にしてやる、こういう考へ方が生まれてくるのは当然だと思ひますが、この点についてどういうふうにお考えか。いまもうできていますか、できてないか、依然として区分を検討中か、こういうふうな言つておいでになる。この点どうです。——わからなければ、もう一遍聞きます。行政路線の策定ができてゐるか、こういうことです。

○横手政府委員 御質問の点につきましては運輸省の方で検討しておられるということと存じます。現在までのところ、御承知のように各都道府県で不採算地区の路線については、行政路線についての対応の仕方についていろいろ検討をさせておられる、こういう状況にあるかと思えます。

○井岡委員 真島さんおいでになってから。真島さん、これは運輸省の所管に属する。私は、これはやっぱり自治省の方で勝手に決めるというようにはいけませんけれども、運輸省と十分協議をしてやるべきものだ、こう思うのです。ということは、例をとって申し上げたように市町村合併をやった、合併の条件になった、そしてその条件を満たすためにバスを通した、電車を通した、こういう場合です。これは行政それ自体は自治省が握っている。運行それ自体については運輸省がなしている。だからその路線を行政路線と認定するかしないかは、これは私は主権は自治省が持つべきだと思うのです。その採算をどういうようにカバリーするかというところは運送事業としての運輸省が考えるべきだ、こういうふうに思うのです。この点、真島さんの御意見を聞きたいと思います。

○真島説明員 ただいまの先生の、市町村合併その他によってたえばあるバスの路線が延びて過疎に入っている、そのためにその公営等のバスの採算が非常に悪くなった。これは、私も実は行政路線という言葉は非常になじんでおりませんで、そういう過疎地域における住民の足の確保という意味からのバスに対する補助制度、これが四十七年以來だんだん拡充をいたしてまいりまして、現在原則として五人以上十五人未満、こういうような過疎路線、これに対しては補助を県と一緒にやっています。こういう制度をとってやるわけでございまして、御指摘のような場合にも、その路線が現在の補助制度に当てはまりませんれば当然補助の対象にもなるかと思えます。いずれにいたしましても、私どもの方は路線別に、非常に過疎で、これはたとえば私企業等に無理にや

らせても社会的負担の重圧で維持ができないんじゃないか、そういうものについては県と一緒にやって何とか維持をしたい、こういう制度をつくっておられるでございませう。

○井岡委員 それは過疎対策としておやりになっている。だから、私の言っている行政におんぶをして、おんぶというか、行政のために運行させるを得ない、これはやはり行政として責任を持つべきだと思えます。過疎というもののについての対策としてはいわゆる五人から十五人までこれまたけちなことを考えたと思っているのですけれども、五人、十人というような、これはこのバスだつて五人か十人です、昼間走つたら。だからこの点については私は特別な措置を講じてやる必要があるのではないかと。それが大きく圧迫をしなければいけません。それは努力をしなければいけません。これは実は運輸省の方にお尋ねをしたいと思います。これは、これは主権は自治省が持つべきだと思うのです。その採算をどういうようにカバリーするかというところは運送事業としての運輸省が考えるべきだ、こういうふうに思うのです。この点、真島さんの御意見を聞きたいと思います。

○真島説明員 現在の制度では車両購入費補助をやっております。限度額は決めてございませうけれども、それが大型であるか小型であるかについての区別が車両購入費補助についてはいたしておりません。

○井岡委員 してないでしよう。私はここにもやはり大きなロスがあると思うのです。

実は、これは秋田の例をとって申しますと、部長、秋田のなに行つてこの間調べてきました。そうすると、いま言ったようにゾーンバスをやっているわけですね。小型のバス、末端の方に行く

と小さいのから大きいのに乗り継いでやっていると、この乗車効率が一三〇から一三五という非常に大きないい成績を上げています。そういうものについて大きな方は補助はあるけれども小さい方は補助がない、こう言う、車両購入費に対して。だからこれらについては運輸省としては考えてもらいたい。同時に、そういう行政バスについては行政の路線というものはやはり自治省として考えてやるべきだ、こういうふうに思うのです。この点、両方からお答えをいただきたい。

○真島説明員 先ほどの私の答弁がまずかつたのかも知れませんが、小型バスに対しても車両購入費補助はやっておるわけでございます。それから、行政路線的なもの、これは私も過疎路線という意味での制度を現在やっておるわけでございます。都市内においても同じようなものがあるといいたします。これはこれでまた検討の対象にしなければならぬ。わずかでございませうけれども、新設団地等にバス路線が引かれるときの補助というものはやっておりますが、なおその他さらに研究いたしまして検討したいと思ひます。

○横手政府委員 地域住民の足をどうのようにして確保するかというところに尽きる問題と存じます。その意味で私も運輸省と十分連絡協議をとりながら、現在とられております地方バス路線対策といひます。過疎地域の不採算地区の路線対策あるいはバス路線の再編成等に絡みまして、いわゆる行政路線的な形になって運用されておるようなものにつきまして運輸省からそれぞれ補助の道も開かれておりますが、そうした面につきましても拡充強化、こうした面につきましても相互に協議しながら努力してまいりたい、かように考えます。

○井岡委員 次に、鉄監おいでになりますね。鉄監の地下鉄の問題で、大規模な改良工事、こういうものに対する何らかの措置を講ずる必要があると思うのですが、この点はいかがですか。

○妹尾政府委員 地下鉄の補助制度につきまして、ここ数年その改善に努めてまいりまして、現

在御承知のように建設につきましては六六の補助ということをやっておるわけでございます。これは現在地下鉄の建設が非常にピークになっておりまして、それで年々補助金が非常にふえてまいりまして、現在本年三月におきまして三百八十億ほど。地下鉄の工事につきましては、ことしやた工事を来年について補助するというような形でございまして、来年はさらに百億くらいの足し増しをしなければならぬ、このように考えております。先生御指摘の大規模な改良工事を含めましてさらにその制度の改善ということを図りたいわけでございますが、何分にも財源的にこの三百八十億くらいの予算にさらに百億を加えるということとは非常にそれ自体でも困難でございます。

で、したがって大規模な改良工事の、性格にもよりますけれども、地方公共団体において特に緊急性のあるようなものというふうなものについて補助が欲しいというふうな話でございまして、全体の枠が限られておりますので、その分だけまた建設費にしろ寄せて行くというふうなこともございします。その辺、その枠の問題等々関連させまして検討を重ねていきたい、特にさしあたって大規模な改良工事という希望があるやに聞いておりますのは大阪ではなからうかと思ひますけれども、大阪市において一体どういった工事を優先的にやっていくのかというふうなことをよく調査しまして、検討を重ねていきたい、そのように考えております。

○井岡委員 改良工事の規模、そういうものを相談に行けば十分に乘つてやる、こういうふうに理解していいですか。

○妹尾政府委員 もちろん、それは改良工事につきましても建設とあわせて結局金のもとは同じでございます。市としても何を優先的にやるのか、限られた財源の中で何をやるのかということをよくお伺いしたい、このように考えております。

○井岡委員 ですから、改良工事をやるということについて相談に来たら乗つてやる、しかしそれ

はあなたの方の対象以外のものやってくれ、改良工事だと称して持つてきても、これはやれないのがある。また、増設というのと改良工事、増設も改良工事の中に入るでしょう、同時に、どう申しますか、複々線をやるという場合があるわけですね。これは明らかに改良工事なんです。ということは、トンネルをもう一つこっちにふやすだけですから、みんなやるわけではないですか。それね。そういう場合も認めるのかどうか。しかも認めるのは地下鉄の建設補助と同様に扱うのかどうかということが問題になっているわけなんです。やかましく言われているわけです。ですからそれを聞いていくわけなんです。ところがそれをあなたの方の方は、前年度の工事に対して補助をするのだから、やらないのにするとかしないといふことは言えない、こういうのがあなたの方のこれまでの一貫した態度なんです。そうでなく、やりたいのだけれども、やれば莫大な金がかかる。だからやれないのだ。だから、そういうものについて認めてやりたいということになれば相談を持つてくるわけです。だから、その点についてどうするのですか、こう聞いている。

○妹尾政府委員 改良工事につきましては、確かに先生のおっしゃるとおりいろいろな段階があると思います。いわゆるサーブिस向上のような、駅の改善とかそういうようなもの、これにつきましては当然補助金の補助をするというようになるとは今後ともなり得ないものでございます。当然事業として運賃収入で賄っていくべきものであって、いわゆる輸送量増強に結びつくような性格のものにつきましては新たな新線建設と性格が同じようなものもあるのではないかと、これは確かにそのとおりであると思います。そういうものを補助の対象とするかどうかということにつきましては、私どもとしては将来においてはそういうものも補助の対象にしたいということは考えておりますけれども、現時点におきましては、先ほど御説明いたしましたように新線建設という圧迫が非常に強くなってきて、大阪でもたとえ

ば一号線の改良工事というようにものほかに四号線とか五号線とかいろいろな新線建設をまずやりたいという希望が強いわけでございます。私どもの獲得してきました予算の中では、そういった新線建設を大阪市内に割り当てることで精いっぱいであるということが現状であるわけでございます。そういう観点からお話を伺っても、直ちに来年の補助ということにならないといふことは何度でも申し上げていくわけでございます。まず工事やってから持つてきなさい、そういうことは全然申し上げていくわけではないのでして、いやそういう新線よりもまずこれをやりたいのだというお話でもございますれば、それはもちろん検討に値するだろう、そのように考えております。

○伊能委員 関連。どうもお話を伺っていると、大蔵省と運輸省との補助の協定の内容は建設補助ではないの、改良でもいいのですか。

○妹尾政府委員 先ほどから申し上げておりますのは、現在の制度では建設補助しかできないわけでございます。

○伊能委員 それを明確に言わないから、井岡議員はいろいろと質問をしている。どうもあなたの答弁はその点不明確だ。

○妹尾政府委員 建設補助しかないわけでございます。それで先生前からおっしゃっているのは、さらにその制度を見直して、改良工事につきましては補助対象にすべきであるという御要望が昨年以來この委員会においてもあるわけでございます。その際私も引き続き申し上げておきますのは、その新しい制度というものは検討はいたします、検討はいたしますけれども、現在の段階におきましては新線建設ということで手いっぱいであるのでなかなかそうはいきません、ただその新線建設というものを、結局量をとるか質をとるかという問題になってきます、それで新線建設を抑制してでもというお話であれば、それは検討に値しますというのを申し上げたわけでありま

が輸送力増強というように理解していいないので。現在行きて詰まってしまうものは当然増設をしなければいけません、改良しなければいけません、こういうふうな理解しているのです。したがって、せっかく補助制度を設けたのであるから、これを拡大すべきだと考えるわけです。ですから、この点は十分検討してください。

○妹尾政府委員 その制度の検討は、繰り返し申し上げますようにいたしておりますけれども、先ほどから申しましたような現在の状況でございますので、早急には困難である、このように考えております。

○井岡委員 時間がありませんから、この論議を続けておいてもいけませんので……

そこで、自治省に、企業債が非常に少ないために所定の工事ができない、こういうことで実は大都市とも困っていると思うのです。これはかなり大幅にふやしてもいいように思いますが、この点についてふやす意思があるのかどうか。

○横手政府委員 五十一年度の地下鉄関係の起債につきましては、昨年末来運輸省の方で、各地下鉄を運営しております地方団体と十分協議をされまして、おおむね五十一年度の事業量が決まりました段階でそれに必要な起債枠を確保した次第でございます。これからの事業の量に見合った地方債の確保に努力してまいりたいと思っております。

○井岡委員 本年は公庫債を六〇%まで伸ばしてもらったわけですが、去年の実績を見ますと、政府債が二九・六%それから民間債が七〇・四%、こういうことですね。政府債の利子は七・五%で、償還は三十年、ところが民間の場合は八・五%で十年。地下鉄というのは各国の歴史をずっと調べてみますと、大体十五年から先でないかと一応の採算はとれないと言われているわけですね。また実績も出てきておる。十年で償還しろということは、非常に経営を圧迫すると思う。したがって政府債をさらに拡大することの方がより健全な経営を営みますことになるのではないかと、こう

いうように考えるのですが、来年はそういうふうによりやりますか。

○横手政府委員 ただいま民間資金については償還期限が十年ということでございますが、借りかえをやっておりますので、償還期限の面につきましては各地方団体、余り問題は生じてないかと思ひます。しかしいづれにしましても、資金構成の面におきまして政府資金なりあるいはこれに近い公庫資金なりの拡充、充実は必要であらうか、かように思いますが、今後ともできるだけ努力をしてまいりたいと思ひます。

○井岡委員 実際はその借りかえをやつて、金繰りはやっているんですよ。しかし安定して計画的に物を運ぶということとはなかなかむずかしいと思う。だから、やはりこれは政府債を大幅にふやして計画性が持てるような方法にしてやることの方がより親切だと思ひます。だから、金繰りの問題でなくて、計画性をどう持たすかというところの方がより大切だと思ひますが、いかがですか。

○横手政府委員 おっしゃられます御趣旨はよくわかります。したがって、先ほど申し上げましたように政府資金なり公庫資金、こうした面の充実に今後とも努力いたしてまいりたい、かように存じます。

○井岡委員 そこで、鉄監にもう一つだけお尋ねをしたいのですけれども、路面電車と再建団体にならず努力したところは、いわゆる閑散路線と云うのですか、そういうものに対しては補助があるわけですね。一例を挙げると、これは鹿児島の場合です。ところが、札幌は再建団体になったために同じような閑散路線でありながら補助がない。その理由は、再建団体が国が利子補給なりあるいはたな上げなりをしておるからこれはお金を渡す必要はない、こういう理由のようですけれども、私はそうでなくて、経済性ということであるならば当然再建団体も同様な措置を講じてやる、そしていま問題になっておる電車、こういうものはあつた小さい都市は地下鉄を掘るわけにいかない、そういうように考えるのですが、この点い

かがですか。

○妹尾政府委員 再建団体になっている市の路面電車、それから再建団体になっていない市の路面電車ということで、具体的に申し上げますと御承知のように再建団体になっていないのはことしの予算で補助をつける、それから再建団体になっている市、函館と熊本、これにつきましては補助ができなかった、こういうことでございます。

それで、再建団体につきましては、それにかぶせて地方鉄道整備法による補助ができるかどうかという問題につきましては、ここ三年、運輸省、自治省、大蔵省の間でいろいろ検討いたしまして、ことしの予算におきまして、先ほど申し上げましたように、再建団体にならなかった鹿児島市につきましては、実は再建団体にならなかったという意味でございます。昭和四十七年度の年度末に不良債務を持っていた先ほど挙げました二市が再建団体に指定されました。それで、鹿児島市は昭和四十七年度末においてはたまたま不良債務を持っていなかったためにそのときは再建団体にならなかった。ところが、四十八年度以降において不良債務が生じて、しかもその法律に乘れなかつたというふうなことがありましたので、これについては再建団体になった並みの補助をしようというところで、地方鉄道整備法のひしきを借りたというふうなことで、全面的な適用というふうには私どもちよつと考えていないわけでございます。したがって、二法をかぶせて適用するというふうにはいまのところ踏み切れないというのが現状でございます。

○井岡委員 もう時間ありませんからまとめて聞きます。業務部長、岩手県の三社の合同をどのようなかっこうでおおしたか、これをお聞かせいたしたい。

○真島説明員 岩手県には御承知のとおりバス会社、四社ございまして、県北を除きました県南、中央、花巻、この三社がそれぞれ非常に経営難に陥りまして、会社更生法の問題その他が出てまいりましたが、三社が話し合ひまして、本年の二月

十日に三社の合併契約が締結をされまして、さらに合併をするということで道路運送法に基づく認可申請、これが三月末に出てまいりました。一方、合併でございますので独禁法関係の届け出が必要なのでございますが、これも四月二十四日に公取において受理をされたようでございます。今後さらに手続を進めていただきまして、出発体制が具体的に整いましたならば、私どももこの形です。三社が一致協力して健全な経営をやっていくという意味では非常に結構な方向だと思ひますので、形が整い次第何とかこれを認可をする方向に進めたい、このように思ひます。

○井岡委員 横手さん、これについて一部沿線の市町村が協力する、こういうように向かうの新聞に載っております。御存じですか。

○横手政府委員 新聞情報によりましてそういうような声もあるやには聞いておりますが、今回の統合、これは一応三社が合併してとりあえず私的一元化と申しますか、そうした形で進められるというふう聞いております。

○井岡委員 私は恐らくそれはそのままでいいかと思ひます。これは高知県バスと同様の結果をもたらすだろうと思ひます。したがって、沿線の市町村が何らかの応分の補助をしなればいかぬ、こういうふうに考えます。その場合、自治省はどういうような御措置をとられますか。

○横手政府委員 過疎バスと申しますか、行政路線と申しますか、そうした色彩の濃いものを民間の民営事業として行つておりました場合に、岩手県の事例のような場合に、恐らくそうした公的資金を導入すればという意向も強くなってくるのではないかと申します。岩手県には、こうした民営を含めましてバス事業につきまして、事業全体の経営問題なりあるいは財政援助の問題につきましては当面運輸省の方でいろいろお考えいただく筋ではあると思ひますが、まず全国的な方策を確立いたしまして、国の財政援助を明確にした上でそれに対応して、必要があれば各地方公共団体も負担の助成を行うというふうなルールの確立が

必要ではなからうか、かように考えております。

○井岡委員 いまの考え方をさらに進めていたきたいと思ひます。それは各地の民営バスというのとはほとんど用をなさなくなつてきているところがたくさんあるわけなんです。そのために住民の足というものが奪われていつている、こういうのが各所に出ております。それだけにやはり国として、地方自治体が何らかの援助をしないと子供を学校にやるにしてもあるいは仕事に行くにしてもできないというところで苦しい財政の中から援助をしていく、こういう実態がございまして、ぜひひとつ進めてもらいたい、このことを申し上げておきます。

最後に、もう時間ありませんから、三十分と申すことと申すけれども、業務部長、高速道路の割引制度というものをもう少し大幅に引き上げるように建設省に話してやる意思はありますか。

○真島説明員 高速道路の料金につきましては、路線バス関係のあれかと思ひますけれども、今後さらに優遇をしていく方向を打ち出せないかという御質問だと思ひます。

ちよつと長くなりますが、現在の状況を簡単に御説明いたしますと、たとえば首都高速、阪神高速道路を通過しております路線バスにつきましては、回数券割引という形で大体四割程度の割引がなされております。それから、そうでないほかの高速自動車国道を利用する路線バスにつきましては、一応三割の割引が施行されております。ただ、この三割と四割の差につきましては、細かくなりまして、首都高速、阪神高速におきましては、料金制度といたしまして、一般の車を一といたしますと路線バスは二、大型で多少損傷するということの意味もありましか、二の割合で料金が決まられております。その料金に対して四割引かれるわけでございますが、一般の高速道路につきましては、普通の乗用車一に對しまし

て、路線バスは一・五、つまり首都高速よりもこの優遇をされておるわけでございます。したが

いまして、四割と三割の差がございましてけれども、現在のところそれほど隔たつた差はないということでございます。しかし、私どもも、地域住民の足の確保という意味での路線バスの今後の料金体系につきまして、料金改定などの機会を通じましていろいろと考えていきたいと思つております。

○井岡委員 次官に最後にお尋ねしておきますが、公営企業というものは、もう一つだけあるのです。忘れておりました。厚生省来ていますね。――いわゆる夜間診療、休日診療というものの状況はどうなつていますか。夜間診療あるいは休日診療に對して、厚生省はどういう指導をしておりますか。

○岸本説明員 休日、夜間の急病患者に對します診療体制につきましては、地域医療の一環といたしまして、それぞれの地域の実情に応じて各地方公共団体において整備を図るべきものであるというふうな考え方をしております。近年特に、従来の交通外傷患者が増加をしております。内科系とか小児科系の急病患者が増加をしております。そういう意味で早急に休日、夜間の診療体制の整備を促進する必要があります。厚生省といたしましては、昭和四十九年度から、人口十以上の市を対象にいたしまして、地方公共団体立またはその地方公共団体の委託を受けて設置、運営する休日夜間急患センターに對します整備費及び運営費の助成を行つておられます。昭和五十年年度末に百四十三カ所の整備を終えたところでございます。五十一年度におきましても助成内容の充実を図つていきたいと思ひますので、今後とも休日夜間急患センターの設置を推進いたしますとともに、地域の当番医制等の普及を図るというふうなことで地域の特性に応じた体制整備を進めてまいりたいと思ひます。

○井岡委員 横手さん、大都市における夜間診療、休日診療というのは全く無医村と変わらな

れらに對して、施設、こういうものに対しての補助を出してやるようにしないといけない。私はこの間話し合つて、三カ月から四カ月かかりましたけれども、ようやく、お医者さんにみんな集まつてもらつて、休日に交代で出ていただく、看護婦さんも出ていただく、こういうことを話をしました。同時に、市役所の方に行つて、その施設だけはつくつてやつてくれ、こういうことを話をしたわけですが、いまだの地方団体というのはかなり財政が苦しいですから――医療施設というのは莫大な金がかかるわけです。ですから、ぜひこういうものについて考えていただきたいと思ひますし、財政局長もこれには特別の措置を講じてもらいたいと思うのですが、この点、両方にお伺ひしたいと思ひます。

○横手政府委員 休日、夜間診療体制の整備の点でございますが、お話しのように、診療所自体としては厚生省の方で整備計画を立てまして逐次整備を行つてきておりますが、これとて十分なことにはなるまいかと思ひます。また、これを補うものとして地区の当番医の制度、こうしたものがすでに全国で五百数十カ所設けられておるやうに聞いております。こうしたものをあわせ今後整備を續けていく必要があると思ひます。ただ、休日、夜間の診療所の施設の整備につきましては、国からも三分の一の補助、残りは市町村負担、こういうことになりませんが、また、この診療所の運営費も三分の一の国庫補助があり、残りの三分の二が市町村の負担、こういうことになっておるまして、この裏負担分につきましては地方財政計画上も織り込まれておりますし、普通交付税の診療所関係の経費の中かなり財源措置が講じられております。ただ、数が少ないという面につきましては非常に問題があるかと思ひますが、今後とも厚生省と連絡しながら、こうした面の充実にも意を払つてまいりたい、かように思つております。

○首藤政府委員 御説のように休日、夜間診療の

充実を期すべきだと思ひわけでございますが、ただいま審議官から申し上げましたように、国の補助が出ましたものについてその裏負担を地方団体が持つということについては、計画にも算入をいたしますし、適切な財源措置を續けていきたいと思つております。したがういふ、地方お互ひに協力をしてこの数をふやしていく、こういうことでぜひやつてほしいと思つております。

○井岡委員 この点は、三分の一というよりは――医療施設というのは非常に金がかかるのです。どんななにか来るか。私、一番被害をこうむつてゐるのです。私の近所はお医者さんたくさんあるのです。日曜日、夜になつたら必ずみんな休んでしまふから、先生、頼んでください、こういうことで起こされるわけなんです、こういう点はほんと、三分の一というよりは半分くらいは出してやろうというようにすべきではないか、こういうふうに思ひます。ぜひ努力をしていただきたい、こう思ひます。

そこで、最後に次官にお願いをしておきますが、公営企業というのは、水道にいたしましても病院にいたしましてもあるいは病院にしても――病院は準公営企業ということになっておりますけれども、とても独立採算などではやつていけないのです。そうだからといって、私は受益者負担というものを全面的に否定しようとは思ひません。思ひませぬけれども、行政としてめんどろを見てやらなければいけない、こういうふうに見えるのです。それだけに何らかの積極的な措置を講ずるということをお考えをいただいて、本年度はもう済んでおりますから、来年度にはぜひ考へていただきたい。このことを要望して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○奥田政府委員 先生のおっしゃるとおり公営企業は営利を目的とする、そういった立場ではございませんから、いろいろ収入のみをもつて、いま御指摘になつたような、なかなか維持困難な事業が各種あるということもわかります。しかし、私

は、余り公営企業が最初から補助補助という形でやつていく形には賛成しかねるわけなんです。と申しますのは、私は、公共性というものとそういった経済性というものはその対立した概念でとらえることもまた間違ひじゃないかと思つております。と申しますのは、やはり最小の費用で最大の効果を上げていくということは、これは民間企業に限らず住民の福祉向上を確保する上においてもとても大切なことだと思ひます。

ただ、先生の御指摘になつたように、いま水道あるいは病院、特に夜間診療とかあるいは閑散地診療とか、いろいろな意味で自治体の負担も入れなければいけません。その軽減の措置については国の財政投入も必要だということも十分理解して前向きに対処したいと思ひますけれども、ともかく、その独立採算制というものを余り考えぬで公共性の方を先に重視しろという形ではなくて、これは二つの車として連関したものであらうという形で今後とも考へていきたいと思つております。

○井岡委員 そんなことを言うといふは言いたくないのです。たとえば地下鉄とかバス、あなた、御存じですか。これは何も好んでやつてゐるのじゃないのです。国の産業のためにやつてゐるのです。ところが昼間を見てもいい。乗つていければいい、人間は確保しなければいけません。朝と晩のラッシュのために車両は確保しなければいけません。それを独立採算だけでやれなどということはどうして不可能なことなんです。そんなことを言つておつたら言いたくありません。何ほども私やりますよ。

だから、やはり公共性というもののなかでどれだけ補助を、いわゆる援助をしてやるか、こういうことの、どれだけが適切であるかどうかということの認定だけであつて、それを公共性と独立採算というものが両輪だと言つておつたら大きな間違いですよ。答えてください。

○奥田政府委員 しかし、先生との御意見の相違

は確かにあるんじゃないかと思ひますけれども、私として公共性を否定して言つたわけではございません。ただ、公共性を強く主張される立場に立つと、ともすればそういった独立採算という方向づけがだんだんと失われていくという形も、これは公営企業自体にとつては大変な問題点じゃないか。そう言へば、結局独立採算をやめてしまふという御意見にも発達してくるわけでございます。そういう意味で、私は決して先生の言われる公共性というものを尊重しながら、営利を目的とするものではないという、そういった立場の公営企業の立場も踏まえながらお答したつもりでございます。

○井岡委員 交通の問題を取り上げて、じゃ、これはいわゆる国民の足として考へてゐるのです。か、どうなんですか。この点、先に聞きたいのです。しかも、これは日本の産業にかかわる問題なんです。私は決して独立採算を消してしまふなんて一言も言つていないですよ。先ほども、受益者負担という原則は、これはやはり認めていかなければいけません。しかしそれだけではいけないんですよ、こう言つてゐるのです。いつそんなことを言つたのですか。

〔左藤委員長代理退席、委員長着席〕

○奥田政府委員 いまここで先生とそういった意味で論争する意思は毛頭ございません。ただ、適正な区分負担においてやるべきだということは当然考へます。前向きに処理したいと思ひます。負担区分についてはそういった方向で努力いたしたいと思ひます。

○井岡委員 私もあなたと論議しようと思ひながら言わないけれども、時間が三時半と、こういうことでですから言わないでください。もう少しやはり全体を見て物言わなければいけません。理屈どおりの話をすれば、何もここで論議する必要はないのです。これだけ忠告しておきます。

終わります。

○小山委員長 これにて両案に対する質疑は終了
いたしました。(拍手)
次回は、来る十一日火曜日午前九時五十分から
理事会、午前十時から委員会を開会することとし、
本日は、これにて散会いたします。
午後三時四十六分散会

昭和五十一年五月十七日印刷

昭和五十一年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局